

いろいろ活発に論議が行なわれたわけでございまして、もつともたいへん多数の方がやるべきだという御意見が強かつたようでございますが、しかし、ただいま申しました両省サイドの立場の人から、いろいろ発言がございまして、一挙にまとまらないというような状況であつたわけでございまして、そこで庶民金融のこの制度を創設するということを前提として大蔵、農林サイドの議員から発言のありましたことも踏まえて、政調会長のもとでまとめるよう、調整をするようについて結論が政調会の段階で出たようでございます。

そこで 小坂副議長からいろいろ御心配をおかけして、何とかまとめたいということで、たいへん骨折つていただいたわけでございますが、その間、私どもも何回か会長に呼び出しを受けまして、私どもの立場も十分説明いたしました。そういう努力を重ねて、最終的にこれであれば、まとまりそうだという線が出来まして、総務会にかかるわけですがござりますが、総務会でもいろいろ議論がありたようございますけれども、結局政調会長の調整案、それをむことになつたわけでござります。

しかし、その際その内容について、政調会長の示された案そのままに決定したわけでございまして、これは、松本先生御承知のとおりの内容でございますが、これは、庶民金融を創設するという、きわめて国家的にも大きな内容を持った、重要な意味の制度の創設でありますから、たゞますから、からいって、政府提案でやるべきだ、実は、国対策から申しますと、たいへん余日が少ないわけでもございます。また、大蔵省の立場、農林省の立場、郵政省の立場ということを考えますと、議員提案でありますほうが、おのの関係省庁の立場も、わりあいに譲歩しやすいということもあるのじやないかというよう考へて、できますことならば、議員提案のほうが好ましいというふうに思つておつたわけでござります。

ところが、内容の重要性ということに重点が置かれまして、総務会の場におきましては、これは

政府提案で出すべきだと、調整の文言の内容に、そういうことは書いてございませんけれども、そういう発言がございまして、政府提案で出すと、いうことがつけ加えられまして、きまつたわけですが、さいますが、そこで、さつそく――このきまりました日時は、はつきり記憶いたしておりませんけれども、五、六日前であつたわけですが、その決定に基づきまして、郵政省が中心になりますて、関係省庁の間で、さらに法案を作成するための努力が続けられたわけでござりますけれども、ところが、私どもの解釈と大蔵省――主として大蔵省でございますが、の解釈が同じ文言でも、いささか違つておる。あるいは申し方によりましては、非常に違つていて、というようなことに考えられまして、そこで、なかなか法律案ができるないということをございましたので、おそらくようやく十一時から総務会があることになつておりますが、これでぜひこういうように、もう会期も切迫してしまいましたから、政府提案では不可能だ、議員提案にすべきだ、移すべきだという意見が出るのじゃないかと思っておりますが、前回のときにも、政府提案ということにきまりましたけれども、総務会の全体の空気といたしましては、事ここに及んだ以上は、議員提案でやるべきだという意見が、非常に強かつたそうでござりますけれども、しかし、総務会は、最終的に政府提案ということにきめてしまつたそうでございます。

で、その後の作業の実態によりまして思わしく進捗しないというので、きょうの総務会でそのことが取り上げられて論議されるのではないかと思つておりますわけでござりますが、ところが、実はタペおそくの段階になりましたて、大蔵省が掌握すべれど、これは私どもといたしましては、当然のことだと思いますが、その点は大きな点が二つあるのでございまして、一つは、この郵便貯金の金利の決定、これを一元的に大蔵大臣が掌握すべりだといふようなことを大蔵省は、――そういう総務会の決定があるにかかるわりませず、そういう文言はどこにもございません。最初そういうよ

けれども、それは絶対に譲歩できない。そういうことであれば、庶民金融そのものを放棄しても差しつかえないというくらいに、私強く主張いたしました。それはそうだろうと、百年に近い郵便貯金制度の根幹に関する問題だから、郵政大臣としては、絶対に譲歩できませんということです。そういういきさつがあつて、いまの文言に変わつたわけですが、それをまた、もののようなことを大蔵省は夕べまで言い続けておつたのでござります、それが一点。

いま一つは、郵便貯金の限度額は、御承知のように、百五十万円としうことになつておりますが、これまで無税、免稅ということになつておりますわけございまして、これは自然に税金がかからないということになりますわけでござりますが、これをなかなか施行されでございませんと、百五十万円以上の通帳をかえて預金者があるじゃないかと、そういうことは郵便局において厳格に名寄せを各貯金局でやつておりますからではないはずでござりますけれども、これをひとつ減税を申告するよう、そして何らかの法的措置を講ずるようになると、いうような文言が最初でございましたが、それも絶対に反対だと、もう行政措置によつてそれは実行されてはいるので、そういうことは必要ないと、いうことで、これまたその趣旨に基づきましたし、文言が変わつたわけでござります。変わつたけれども、これをまた大蔵省が蒸し返してとやかく言うということです。全く言語道断な言い方を大蔵省が下がつて譲ろう、そして郵政省の希望どおり、ひとつ作業を協力して進めることにしようじゃないかということで、話がにわかに好転したわけでございます。

ところが、それを受け、さらに貯金局長あるいは貯金局の課長段階で具体的な作業に入りますと、また何かと文句が出たそうでござります。きよ

したから、庶民金融に対する大蔵省の態度は全くおかしいじやないかということを、強く私は強調いたしまして、それはさらに事務当局まで浸透するよう指導するから、安心しておつてくれといふはつきりした言質を私はいただいたわけでござりますが、そのようなことは決して言わないでほしい早くまとまるようにやつてもらいたい。きょうは閣議があつたんでござりますから、ほんとうを言えども、政府提案ということになれば、きょうの閣議で了承を与えるということにしなくちやならぬわけでござりますけれども、まだまとまらないものですから、この次の閣議だということになれば、二十六日の金曜日、国会の最終日でございまして、これに間に合えば、やつとすすべ込みができるか、できないかという、きわめてきわどいことになりますわけでござりますが、それまでにはぜひ間に合わせようということで作業が軌道に乗つて進められるかと思つておりますけれども、しかし、一たん総務会で政府提案ということをきめた以上は、議員提案にひっくり返すということは、なかなか困難ではないかと思つておりますけれども、発言はあるのではないかと私はいろいろタベ方の情勢から推察いたしまして、考えておりますわけでございます。

せんからということを、申しておいたのでございますけれども、やっぱり銀行としますれば、郵便局が下げなければ、大きな銀行は問題ないそうでござりますけれども、他の諸銀行が金利の引き下げの断行はできないということでしたが、大小の銀行すべて金利の引き下げをして今日に至ったわけでございます。

そこで、その後いろいろな論評が、郵便貯金が金利の引き下げをしなかったことが、いかにも罪悪のような批評を受けたことも、先生方、新聞、雑誌等でごらんになつたこともありますかと思いますけれども、私はあえてそういうことは当たっていないと思いますけれども、そういうこと今まで論評いたしまして、私が罪人の首魁みたいなことを言われて今日になつたわけでござりますけれども、景気が思うように浮揚しない、また、外貨の滞留はなんだん解消どころではない、ういうことが、いろいろ政府も方策をとつておりますけれども、景気が思うように浮揚しない、非常に大きくなつていくというような、非常にきびしい状況になつておりますので、それでこの際、公定歩合の引き下げを重ねて実施いたしました。預貯金の金利を引き下げるべきだということを強く主張されることになったわけでございまして、それで私は、郵便貯金の特殊性を強調して今日までずっと引き下げるという方針をとつてしまつたわけでございます。

そのような信念を貫いてまいったわけでござりますけれども、その間、最近いろいろ経済学者の御意見等も承り、また、勉強も続けてまいりました。あやまちなきを期したいということで努力してしまつたわけでございますが、最近どうも、やっぱり今度は前回と違つて、経済あるいは金融の状況がこの前のときのようなことではやつていけなさそうだというようなことで、最近数日来、いろいろいうことを考えてまいつたのでございますが、ところが、この間、実は対外経済政策推進会議懇談会というものがございまして、これで

預貯金の金利の引き下げということも、外因に対する経済関係から申しまして、ぜひ断行すべきだという政府の方針がきまりまして、これに順応しなくてはならないということになりましたのと、また、総理も、強くそういうような指示を、私に数日前に与えられたわけでございます。最近になりましたして、私もそういう必要があろうかと思いつつあつたのでござりますから、そういう方針に従わざるを得ない、というようなことに、昨今、從前と比べまして考えが変わっておりますことは事実でございます。

しかし、それにいたしましても、さらに郵政審議会にはかつて、御意見を聞かなくてはならぬことになつておりますし、また、引き下げということになりますても、実施の期日が問題でございますし、また、利下げの幅というようなことにも、いろいろ考える余地があろうかと思っておりますわけでございまして、決して庶民金融と取引をしていたというわけではございませんけれども、ちょうどたまたま、この金利引き下げという問題が、時期を同じくいたしまして起つてしまりました国際の要請でありますわけでございまして、また、考え方によりましては、庶民金融と関係がないでない問題でございます。取引という意味でなくして関係のあります問題でございます。

金利引き下げをしますれば、直接には庶民が金利だけの点から申しますと、あれですが、しかし考え方によりましては、それによつて景気を浮揚し、ということになれば、私どものほうではその恩恵を受ける、その利得を受けるということになれるわけでござりますけれども、直接には金利が下がることによつて、一応マイナス面が出てくるわけでございますから、それに対して、何とか救済策を講ずるという意味で、庶民金融が私は意味のあることだと思っておりますわけでございます。そういう解釈をいたしますれば、庶民金融と金利引き下げるというものは、必ずしも関係がないものではない、というように思つておりますわけでございます。庶民金融だけ取り残されて、金利引き下

引の具には供しておりませんけれども——これは庶民金融が発足することによって、そして金利引き下げも考えられるというように、私は、運動的と申しますが、同時発車と申しますか、というような意味の関係はあるのではなかろうかと、こういうふうに考えておりますわけでござります。現在私の考え方は、ただいま申し上げましたとおりでござります。

昨日、総理に会いましたのは、実は庶民金融の問題について、もうこの問題が起こりまして数ヵ月になりますけれども、閣議では、一週間に二回ずつお目にかかりますけれども、庶民金融のことについては、一回も私、説明したり御了解をいただいたりしたことはないのでございまして、もつとも予算委員会等で、総理と一緒に場所で、庶民金融はぜひやるべきだという御意見の御激励をいたたく御質問が何度もございましたが、そのときには、庶民金融とは、こういうものだという御説明をして、御答弁をいたしましたので、庶民金融の内容については、佐藤総理はよく御承知であるはずでござりますけれども、ただ、ずっと長らく私と大蔵大臣との意見が、また、農林大臣も意見が、——大蔵省ではございませんけれども、やはりこういう関係がございまして、関係各省の意見が対立しているというような状況でございましたから、佐藤総理にお話をいたしまして、御説明いたしまして、総理の御意見はどうですかと、お尋ねしましても、総理としては、すぐ御答弁にお答えに苦しまれるでしょとうと思いまして、いまで何にも庶民金融のことについて、言ってなかなかたるものですから。幸い総務会で、そのことを決定しましたので、ございさつかたがたきのうはお伺いいたしまして、金利の問題もお詫びございましたから、それはその前の日に、土曜日でございましたか、佐藤総理から、官房長官を通じて、この際、郵便貯金を郵政審議会にかけて、金利引き下げをやるべきだという御趣旨をいただいておりますので、そのことについては、庶民金融と考え合わせ

○説明員(遠藤正介君) いま先生がおっしゃいましたように、この表で見まして、一番上の十四級局三百万以上というのは、たとえば東京でござります。東京は、右のほうに移っていただきますと、これは現行でございますが、十五万円の債券を持つていただく。それから、下の度數制局の二十五万未満の一級局というのがござりますけれども、これは現在は、ほとんどもうございません、と思ひます。ですから、非常に小さな、いなかのところで二万円ということでござります。この最高十五万円と二万円は、先ほど私がちょっとと御説明いたしました法律の中にきめられておりまして、二万円と十五万円の間でこういうぐあいに差がついておるわけでござります。

しかば、一体なせ大都会のほうは十五万円と
いう高い債券を持ち、それから、いなかのほうは
こうだということになりますと、それは、その次
の基本料といふのがござりますが、基本料につき
ましても差がござりますのと同じでございまし
て、都會の電話たとえば東京の電話でございま
すと、一度この電話をつけてますと、その効用がた
いへん違うわけでござりますね。ただいまの、現
在の度数制で申しますと、七円で無制限にかけら
れる範囲が、東京の電話は大体三百万以上の方に
かけられる。それからいなかの小さな局におきま
すと、その対象といふのは、たとえば二十五とか
三十ほどの相手にしか、かけられない、といふので、
その効用が非常に違うわけです。そこで、この基
本料も違ひ、債券の御負担を願う額も違うという
のがあるわけでございまして、これは一応最高、
最低とも、過去十何年続けておりました制度を、
今後も、この延長後も続けていきたいと、こう考
えておるわけでございますが、考え方としては、
電話の持つております効用が、都會のほうと、い
なかで非常に違う、こういう点に発しておるので
ござります。

けですね。そういう場合が非常に多いわけで、それで市外電話というものは、そのつどそのつど、金がたくさん要るわけで、特にこれはおとついでいたか、総裁がテレビに出ておられたのをちょつと見たのですが、そのときにも、ちょっと話が出していたようですが、なかなか住んでいたりといななかで東京に対し話をする機会が、電話で非常に多い。そうすると、そのつどそのつど、たいへん高い金をとられるということ。東京に住んでいれば、もう東京都内で話が大体済んでしまうといふようなことで、長距離の電話をもつと安くしてくれといったような話が出ていたように思うのですけれども、こういうものとも関連して、そのかわり、電話料が安く済むけれども、架設するときには高い債券を持たされると、こういう、そういういつたバランスをとるために一つの方法でもあるわけですか。

○説明員(遠藤正介君) たいへん大きっぽい申し上げますと、先生おっしゃったとおりでございまして、新しく電話をつけますときのお金と、それからつけたあととの通話料といふものとを、全体といたしまして、電話の料金といいますか、体系として考えております。したがいまして、大きっぽく申し上げると、上下の差異が非常に広いので、こだものほうでは、確かに、総裁も、テレビでそちらおっしゃったかと思いますけれども、通話料といつてしましても、上下の差異が非常に広いので、これを少しずつ直していただきたい。今度の広域時分割なんかもその一つでございます。そういうことで、債券のほうもだんだん狭めていきたいと思っておりますが、全体として、一括して最初に、ただくお金と、それからそのつと払つて、いたく従量制の料金、こういったものを全部包合いたしまして、通話料の債券として考えております。ですから、いま先生のおっしゃったとおりだと思います。

○松本賢一君 ところが、この間も、塩出さんから話が出ていたと思うのですけれども、債券といふのが、近ごろばかりに値段がよくて、たいへん高く売れるとかいうこともあるようで。そうすると、

その際に、市内——市内が先ほど申しましたように、赤字になつていて、市外でもうけていると言いましたが、だんだん原価に近づけていくことが、将来望ましいのではないか、したがって、市内について、そのときに現在七円であるものを十円にするかわりに、遠距離の市外を下げたり、プラス・マイナス・ゼロで調整をしたいということを考えたのであります。この案は途中でなくなりまして、これは将来の問題として持ち越されているわけございまして、確かに原価的に言いまして、遠距離のほうは将来は下げる、そして市内のほうを将来上げる、そういうことが私は検討事項として残されているというふうに思つて、次第でござります。

○松本賛一君　そこでお尋ねしてみたいのですけれども、電話を一本引いてもらうのに、現在公債を持つとか、それから設備費を出すとかいろいろ金がかかるわけですが、これの歴史的推移といふか、昔はどんな状態であったか、電電公社といふものができる前はどんな状態であったかとか、あるいは戦前はどんな状態であったかとか、いうようなことがわかつたら、ひとつ大ざっぱに言つていただきたいと思います。

○説明員(邊藤正介君)　お答えいたします。

概略を申し上げますと、電話が日本で始まりました明治二十三年から発してまいりますと、一番創業の当時には、一応無料で架設するという方針で出発をしたというふうに聞いておりますけれども、その期間は非常に短くて、おそらく一、二年の間でございましょう、間もなくいわゆる積滞というものが出てまいりました。そこで、明治三十年から申し込みの際に、登記料、つまり申し込んだり、つかない電話がだんだんふえてまいりました、もちろん数は非常に少のございますが、そこで、明治三十年からお金を取り始めまして、最初は登記料という形でお金を取つて順番に開通していく、こういうふうに变成了たようございました。そのときのお金は、たとえば東京で十五円、横浜で十円というお金でござりますから、当時の

お金としては相当大きなお金であつたと思いま
す。

それから、それでもたんぱくいわれなくしてなじんで、なかなかつかないという状態が続きましたので、今度は都市の大ささによりまして、優先制度というものを設けて、地方の小都市では、明治三十五年から市内線路の実費あるいは電話機の実費を加入者に負担をしていただくという、特設電話制度というものをつくりました。それから、中都市では、小都市、中都市、大都市で様相が違うのですが、中都市では、実際お金ではなくて、物を寄付していただく、こういう形で電話を布設しました。この制度は、先に入りますが、明治四十二年には、中都市では、物ではなかなかむずかしいのですから、六十円程度の寄付をして、つけてもらおうということでもいい、こういうぐあいになつまして、それから大正八年には、全部金錢の寄付というようになりました。ちなみに、大正八年ごろに、中都市で寄付をいたしましたときには、やはり大正八年で、七十円から百三十円、大正十三年で、二百八十円から五百円という記録が残っておりますので、当時としては、きわめて高いお金だったので、当時としては、きわめて高いお金であったと思うのでござります。

お金でございますから、やはり現在に比べますと
高い状況でございます。
それから戦後に入りまして、これはもう先生御
存じのように、最初は従来の電話規則によりまし
た装置料として、取りつけ工事費を加入者に負担
させるということになつておりまして、これが昭
和二十二年当時であります。これは金額は約千五
百円でござります。したがいまして、やはり終戦
後としては、相当なお金だったと思うのでござい
ますが、それからその次に、一時この電話加入者
の方に公債を受けさせる、いわゆる電話公債
法というものが昭和二十三年から昭和二十四年の三
月まで、約一年足らずございました。この場合は、
公債受け受け額が三万六千円でございました。こ
れも相当な金額でございます。昭和二十三年六月
から二十四年三月までの一年足らずの間でござい
ます。
それでもなかなか電話の需要に追いついてまい

りませんので、昭和二十六年七月に負担法というものができました。この負担法が、ただいま御議論いただいております拡充法の前身と言われておるものでござりますけれども、この負担法によりまして、電話負担として最高三万円から最低一万円という負担金制度が発足をいたしました。これが、昭和三十五年まで続いておりました。それだからわら、昭和二十八年一月に電信電話債券引き受け制度がこの負担法の改正によりまして、いまの一時金のほかに、やはり電信電話債券引き受けいただく、こういうことになりました。これは昭和二十八年でござります。このときには、たとえば、東京で六万円で債券を引き受けいたします。そのほかに先ほど申し上げました三万円の負担金をいただく、こういう形で出てきたわけです。それが昭和三十五年に、現在の拡充法によりましてこの負担金制度を廃止をいたしまして、拡充法という形で、電話債券、加入者引き受けの債券の制度に移行いたしました。それから、負担金はそのときに廃止をされましたんですが、同時に三

の後三万円、今日五万円になつております設備料
といふものが始められました。したがいまして、
昭和三十五年以来は、設備料といふものと、それ
から加入者債券を引き受けいただく、こういう制
度になつて、今日に至つておるわけでござります。
ただいま、ずっと順を追つて御説明いたしまし
たように、電話創業百年と言われておりますが、
その間で、ただであつたという期間は、一番最初
に、一回だけございまして、あとは何らかの形
でお金をいただいております。しかし、戦前は
非常にぜいたく品と申しますか、高いお金をいた
だいておつたというのが一貫して言えることだろ
うと思います。

○松本質一君 そこで、いまのお金の問題、大体
推移がわかりましたが、電話のこれとぴたり合
わなくてもいいんです、大体何年ごろにはどの
くらいの比率で電話があつた、何年ぐらいにどの
くらいであつたといふことがわかれば……。

○説明員(遠藤正介君) 每年の数を申し上げてよ
ろしいんですが、それでは煩瑣でございましょう
から、先ほど申し上げました明治二十三年創業時、
一番最初の二十三年の加入数は百九十七、全国で
百九十七でござります。それからずっとあとはは
じりまして、もし御質問があればさらにこまか
くお答えいたしますが、戦前の最高の加入数——
電話の考え方には、加入数、加入契約の数で数え
ます方法と、それから電話機の数で数える方法と
がございます。しかし、いま契約数で、つまり加
入数という契約数でお答えいたします。

戦前の加入数の最高は、昭和十八年でございま
して、このときに、日本中の電話が百八万、約百
万強が最高でございます。それが、戦争のときに
打撃を受けまして、終戦時には五十四万といふ、
半分になつてしましました。終戦後から、公社が
できますまでは、いわゆる旧逓信省、電気通信省
でございますが、その間に、大体百万回復をいた
しまして、昭和二十七年に公社が発足をいたしま
したが、その年には、全国の電話の数は百五十五

けであります。
その後、今まで約二十年たっておりますが、二十年の間に、五カ年計画というものを四回継続してやつております。ただいま、第四次五カ年計画の最終年度に入つておりますが、その第一回の五カ年で大体百十萬ばかりふえております。つまり、明治二十三年から、昭和十八年までふえたものを、電話公社発足の最初の五カ年間でふえたわけでございます。その結果、約二百六十四万の加入数になりました。それで、第二回の五カ年計画では、第一回の倍の三百二十万にふえております。したがつて、その結果、第二回の五カ年計画の終了時には約四百七十九万という加入数になります。
○松本賢一君 八一ページにある表ですね。
○説明員(遠藤正介君) そうです。それをいま数字で申し上げております。
それから、第三回の五カ年計画で、さらにその倍の五百萬ふえた。それで、日本中の電話が約一千万になりました。現在申し上げております、第四回の五カ年計画に入つておりますが、この間に、さらにその倍の千万個ふえております。したがつて、これが終わりますと、二千數十万の電話加入数になります。これは、世界でおそらく一番目、アメリカの次ということにならうかと思ひます。
なお、いま申し上げましたように、大体、倍々ゲームじやありませんが、大体倍々にふえております。同時に、積滞といいますか、お待ち願うとういう方も増えています。この二、三年間のその傾向が下がりまして、これからお待ち願う方が、ぐっと減っていくと思いますが、從来はそういう形でござります。
○松本賢一君 積滞数というのですが、たまたま数は、私、実は三年前ですか質問したことがあるのですが、そのときに二百四十万と言われておりました。それは現在でも——この間、総裁のテレビのお話に、やはり二百四十万という数字が出ていたようだと思うのですけれども、現在はどれくら

いあるのですか。

○説明員(速藤正介君) おっしゃるとおりに現在約二百四十三万ぐらいござります。ただし、これは今年の三月末には二百五十万ぐらいございまして、これからだんだん減つてしまいまして、来年の三月には二百三十万ぐらいに減る見込みでござります。いままでは、ずっと毎年ふえておりましたが、峠を越しまして、だんだん減つっていく、最

年計画とやるべきだった。その努力が実を結んで、はじめたということなのと、それから、景気が下向いた、一昨年ごろから。そんなようなことどうですか、両方に関係があるわけですか。

ただいまの御質問に対しまして、直接のお答えをいたしました前段のほうの効果、要するに五ヵ年計画によるかどかと思いますが、先生おっしゃいましたように、逐次かなり大量の、加入者に対して増加をしてきて、効果があがってきているというふうに考えております。正直申しまして、ここ二年ほど、この景気の沈滞によつては、私どもの予測いたしました新規需要には、それほど影響いたしておりません。そういうことでござります。

○松本賢一君 そうすると、今後の見通しとしましては、やはりこの八一ページの表によると、五十二年度で、びつたりいまのたまりがなくなるということですか。

かつたんだろうけれども、全体の経済見通しとい
うものがなかなかつかにくかった。そういうこと
で、早く解消すべきものが解消しないできたとい
うことになるんだろうと思うのですけれども、今
後はやはりこの見通しは自信を持てますか。

○説明員(清水通隆君) 先ほどもちょっと申し上げましたように、この四、五年ほど前から、予測を立てました将来計画、そういうたるものには、あまり狂いなく今まで推移してきておると思います。

それで、過去におきましていろいろと 私ども
予測と違つた事態を実は引き起こしております
て、この拡充法の延長ということをお願いいたた
ておりますのも、そういうことでござりますが、
ちょうど昭和三十五年ごろに予測いたしましたと
きと、今日とで、非常に違つておりますことが
つございまして、一つは、当時電話というものが、
われわれの家庭生活まで入り込んだ必需品である
というところまでの認識を、実は持つていなかつ
たのが一つでございます。したがいまして、当時
私ども、四十七年度で積滞をゼロにするというう
ちに考えましたときには、世帯で大体一九%近く
い、百世帯で十九くらいの電話をおつけすれば、

それで需給がバランスとれるだらうという予測を立てたわけでございますが、それが、今日では全く狂つたということが一つございます。それならもう一つ、私ども間違えましたのは、いわゆる核分裂といいましょうか、世帯数の見込みに対して、当時とかなり違いまして世帯数があえぎました。この二つが大きく影響いたしまして、住家用の電話の見込みが狂つてしまつたわけでござります。

きます五年間につきましては、かなり自信を持てて予測したものと、いうふうに考えておるわけでござ

○松本質一君 それは、はざれるだらうなんといふわけにもいかないし、ですけれども——おまえでいう約束をしてるので、時間もあまりあります。ませんので、大臣と総裁とにお伺いしたいのですけれども、私は、前に質問したときにも、河本幹事長が政大臣でしたが、にも言つたし、そのころ総裁が同じ総裁であつたかどうか、ちょっと記憶がありますが、電話というものが、いまおっしゃつたように、生活必需品であるわけですね、もう現状に在。これはテレビだって同じだらうと思うのですけれども、それをまだ、申し込んだ二年も、三年も待たなきやならぬようなところもあるといふようなこと、それから、場所によつては、非常に早いところもある、非常に不均衡がまだあるということ、それから非常に不便なところがある。これをこの計画どおりにいけば、一応まあ安心ができるわけですから、狂う場合が多いのであります。今までの例からいっても、そうすると、これは、とても電電公社の、採算をとりとりやつたんでは、なかなかむずかしい

○國務大臣（廣瀬正雄君）　目標と申しますか、この松本先生のおっしゃる御趣旨は、私、全く賛成でございますが、そういうようなことでござる大臣なり総裁なりのお考え聞かしていただきたいと思ひます。

ますから、ぜひそういう域に到達させたいという
ことで、ただいま先生御指摘になりましたように、

昭和五十二年度までには一応積滞がなくなるということでおざいますが、しかば、そこで加入者債券を打ち切つていいかということになりますと、五十三年度以降、いま計画局長からお答えいたしましたように、また、先生も御賛同いただきましたよう、電話は、まさに生活必需品でござりますから、その後もどんどん需要というものは相当熾烈であるであろうといふことが予想されますが、そこでございまして、昭和五十三年度からその後の五カ年間、五十七年度まで大体そういう趨向で推算いたしますと、千三百万個ばかり取りつけられれば、五カ年間で、普及率が百世帯当たり九十五個を五カ年間で割りますと、一年の平均計算ができますわけでござります。それくらいに非常に盛んな需要があるわけでございまして、架設の申し込みがありますわけでございまして、千三百万個を五カ年間で割りますと、一年の平均二百六十万個ということになりますわけで、たしかんなこれは大きな需要でありますわけであります。

とするということになりますわけでござりますから、それで今度御無理申し上げまして、との五ヵ年間も、したがつて昭和四十八年度から申しますと、五十七年度、十ヵ年間だけ加入者に御協力いただきたい、債券の御負担を願いたいという趣旨で法律案が提出されておりますわけでございます。もつともそうなりますと、たいへん普及率が向上してまいりますわけでござりますから、いわゆるアメリカ並みといふことになつてくるわけでございまして、その後は、昭和五十八年度以降は、百世帯百名加入というようなこと、あるいはそ

以上に、一世帯に二つも三つも電話を架設するという人も出てくるわけでござりますから、需用料はもちらん続きますわけでござりますけれども、しかし、その後の架設費というものは、金額から申しますと、比較的少ない。

そうなりますと、加入者に御迷惑をかけなくて
金の確保については、いろいろ道があるかと思いま
す。電電公社の自己資金といふことも第一に考
えなくちやならぬわけでございますが、また財投
政府保証債。昭和四十七年度は二百億計上いたし
ております、前年度に比べて百億ふえております
わけでござりますけれども、こういふ財投の資金
もある。それから昭和四十七年度から新しく一般
の公募債、政府の保証でない公募債、いわゆる事
業債、これも新規に認められまして、これをもつ
て財源に充てるという多様性を持つた資金の確保
に努力するという道が、幸いに聞かれましたから、
そういうことにも資金を求めるというようなこと
で、いかなくちやならぬわけでござりますけれど
も、そういたしましても、現在三割程度のペーパー^セ
ンテージを占めております加入者債権は、金額で
申し上げますと、ずいぶん大きな金額になるわけ
でござりますので、十ヵ年間、協力をお願ひいた
いということでお出しあるわけでござります。
やはり御趣旨のとおり、一日もすみやかに、申
し込めばすぐ架設ができると、そしてどの家庭に
も、文明の最も先端的な利器であります電話が架
設されまして、その利用ができるというような域
に達するよう努力しなければならぬと思ってお
ります。今後、情報化社会、情報化社会と言われ
ておりますわけでござりますけれども、私は、やつ
ぱりその先端と申しますか、機軸と申しますか、
一番根幹をなします利害は、電話であろうかと私
は思つておりますわけでござります。この電話を
普及させるのみならず、全国どこでも、どんない
なかでも、ダイヤル化しまして、至るところ、即
座に通話ができると――全国ばかりでなく、世界
におきましても、世界各国とダイヤルを回せば、
すぐに通話ができるというような域まで到達させ
るということが、私は、国民の情報化社会における
日常生活において一番求めめてることじやない
かと、こういうふうに考えておりますわけでござ
いまして、そういうような方向に努力しなければ

○説明員(米澤滋君)　ただいま大臣からも御答弁ございましたが、この電信電話事業を経営する立場からいしまして、申込んだらすぐつける状態を実現することは、ぜひ必要なことだと思います。確かに御指摘のように、昭和三十四年の時点での拡充法の十三年間の延長をお願いいたしましたときには、ちょうど今年度の末である昭和四十七年度末には大体全体の需要が千百万だと、日本の全体の電話の需要が千百万だというふうに予測いたしたわけでございます。現在すでに二千万を突破する、この理由は、先ほど計画局長が申しましたように、電話が生活必需品化したということ、あるいは核家族化になったというような、いろいろ、そういう原因がございます。

今後の見通しでござりますけれども、結局、新規需要に対しまして、毎年つける電話の数をふやしていく、そして、積滞をなくしていくこと、ということ、それから全国的規模で積滞をなくすわけでございますから、そういう全体の地域での需要の出方というものを的確に把握していく、ということが大事なのでございます。この地域的な把握ということ、それから最近いろいろそういう方面の予測技術等も進歩してまいりましたし、それから、架設の数も、たとえばことしは年間二百八十万個つける、これは新規需要よりも架設数がふえておりますので、したがって、五十二年度末には、全国的規模におきまして積滞を解消できるといりますので、次の五十三年から五十七年度までに、また新規需要というものに対しても、架設数が減つてはいけないのでございまして、この千三百万を五十三年度から五十七年の五ヵ年間に架設する。そのあとは先ほど大臣も言われましたが、大体電話の電話機数におきまして百人当たり六十三個、それから世帯当たりにいたしまして、百世帯に対しても九十五加入というところまでまいります。そ

○松本賢一君 もう時間が来ましたので、もう質問やめますけれども、電話の数は世界で二番目だと、非常にたいへん、いばつた数字でございましょうけれども、家庭における電話というものになると、それは非常にまだ低いのじゃないかと思うのです。そうすると、やはり国民の生活水準といふものは必ずしも上がってない。ちょうど国民所得の問題と同じようなもので、国全体としては、ないへん大きいけれども、個々に見れば大したことないというようなもので、世界で十何番とか、二十一番とかといったことに、結局は、電話のほうもなっているようと思うし、そういうようなことを引き上げていくといたために——もう議論をする時間もありませんけれども、とにかくあまり独立採算性ということにこだわらずに、ここらはやはり政治的に解決することを考えていきたいと思います。

○委員長(杉山善太郎君) それでは、午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後二時十六分開会

○委員長(杉山善太郎君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

電信電話設備拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は御発言を願います。森君。

○森勝治君 郵政大臣に冒頭お伺いしておきたいことがあります。

それはすでに多くの委員の皆さんから指摘をさ

れましたように、この法制定の時期も異なる。それだけ性格の異なった三つの法律を一括提案をするということ、これは、単に便宜主義のなせるしわざということで、われわれは片づけるわけにはいかぬような気がするわけであります。したがって、そこには、問題をはらんでおるような気がするわけです。昨年の沖縄関係の法案の審議の際等につきましても、この点が見られたのであります。が、今回のように、こうした異なったものを、無理やりに、重ねてあわせて、抱かせて審議させるということは、なるほど、それは、もう遠い源をたずねるなら関連がありましようけれども、それぞ独立の法律をもつとしておるわけでありますから、当然、これは分離して提案、審議するのが正しいのですが、どうも昨今はこういう風潮が——風潮ということばで片づけるのも、これはどうかと思うであります。このままわれわれは、これを黙認しておくとするならば、ますますこの傾向が増大するような気がしてならないわけでありまして、この点、大臣の今後の方針をただしておきたい。

すならば、当然民意を反映した審議がなされてしかるべきものと、私はこう思うわけであります。したがつて、この種の、こういう抱き合せ審議というものが、今後悪例として残ることのないよう、ひとつこの点、大臣からお約束をいただきたいと思うのです。

ますわけでございますから、将来の法律案の提出につきましては、そういう点、特に慎重を要するというよう、私ども教えられておりますことが非常に多いわけでございます。なるべくなれば、こうしたことは避けたいという方針をとつてまいりたいと、こういうふうに考えておりますわけで

○国務大臣（廣瀬正矩君）　昨年の、公衆電気通信法改正の際にいたしました附帯決議でございま
すが、これは、五つありますようございますが、
まず第一の、情報産業の基本法の制定に関する問
題でございますが、これは、ごもともな御意見
だと思うのでございまして、そこで、郵政省とし

では、慎重を期さなくてはならないという意味でございますが、御承知のように、来たる六月一日から、全国六の単位料金区域で、まず試験的に実施いたしまして、今年の秋、工事を完了したところから、順次、本実施に移していくような措置をとりたいと思っておるわけでございまして、当

○國務大臣（廣瀬正雄君） ただいま御審議を願つております法律案、いわば一見異なつた内容の法

○森勝治君 一番あとに、なるべくなれば、この

○國務大臣(廣瀬正矩君) 昨年の、公衆電気通信法改正の際にいただきました附帯決議でございま
すが、これは、五つありますようござりますが、
まず第一の、情報産業の基本法の制定に関する問
題でござりますが、これは、ごもともな御意見
だと思うのでございまして、そこで、郵政省とい
たしましては、昨年の九月だったかと思いますけ
れども、省内に情報処理基本法調査会というもの

ては、慎重を期さなくてはならないという意味でございますが、御承知のように、来たる六月一日から、全国六の単位料金区域でまず試験的に実施いたしまして、今年の秋、工事を完了したところから、順次、本実施に移していくような措置をとりたいと思っておるわけでございまして、当面、こういうような法によって、事態の推移を見ながら、社会経済生活の進展に即応した、よりよ

が、三つ一括して提案されているという問題でございますが、これは、森委員御指摘のよう、異なった内容の法律を無理に一括して、政府なり電電公社なりの便宜主義に基づいた、こういう措置であるというようなお考えのようでございますけれども、決してさようではないのでありますて、この三つの法律には、共通したものが背後にあります、基本的にありますわけでございまして、それは申し上げておりますように、電話の一般加入の需要が非常に旺盛である、この旺盛な需要に対処いたしまして、臨時のあるいは例外的に対策を講ずるという内容の時限法であるということで、同じ性格を持つておるものだと、私ども考えておりますわけでございまして、さらにいま一つは、この三つの法律は、ともに、終期を昭和四十八年の三月三十一日にいたしておりますわけでございまして、この点についても、共通の性格を持つており、これをさらに三本とも、十カ年間延長するという内容のものでありますわけでございます。

抱き合せ提案は、しないという、このことばを、私は信用したいと思いますから、この点について、は、これ以上触れませんけれども、中段にあります、した、審議の便宜ということばがありましたが、三つの法案を一緒にして、非常に審議が促進されたから喜ばしいという発言は、衆参ともに、いずれとも、なされておりません。むしろ異口同音になされておりますものは、これでは困るということをござしますから、そういうことであるならば、大臣が、せっかく便宜でよからうと、審議促進の資にしようとお出しになつたことが、審議する担当員の中では、むしろそれは困るといふ声が圧倒的でござりますから、その点をひとつよく考えていただいて、今後は、そういう後段で、明快に出されました、ひとつそういう方法で運んでいただきたいと思います。

をつくったのでござります。これは、情報産業と
いうことばをあえて使わなかつたのは、情報産業と
も含めて、総括的に処理ということばを、あえて
用いておりますわけでございますが、そういうふうな
うな調査会をつくつて、省内で、検討を続けてお
りますわけでござりますけれども、これは、御推
察のように、きわめて多岐にわたる内容を持つた
基本法となるべきことが予想されますわけでござ
いますから、おいおいには、関係の省庁とも、十
分に連絡をとりまして、もう少し広範囲な観点か
ら、調査審議をすると、いうような組織を持ってい
かなくちやならないといふようには考えておりま
すけれども、さしあたり、郵政省内だけの問題に
いたしておりますわけでござります。

それから、第二の、データ通信に関する郵政大
臣の個別認可の問題でござりますが、これまた、
きわめて重大な意味を含んだ決議だと思うのでござ
いまして、この電気通信の、国内における専掌
は申すまでもなく、電電公社がやっておりますし、

い料金体制を持つていただきたいと、こういうように考えておりますわけでござります。

ますので、今後は十分この点気をつけまして御便宜でなくて、かえってやりにくいという事情も、私わかりましたので、今後は、御趣旨に沿いたい。このように考えておりますわけでござります。

○森勝治君 それでは、次の問題に移りたいと申うのであります、これは、郵政省にお伺いをして、たいのであります、昨年、公衆電気通信法の一部改正の際に、附帯決議をつけたわけであります。が、この決議に基づく具体的対処について、どのように進んでおられるのかお伺いをしたいと思いま

国外におきましては、国際電電株式会社がやでありますわけでございまして、その専掌と申しますが、独占事業、これを害するようなデータ通信を、個別認可してはならないという方針は、堅持しなければならないと思っております。その根本主義は忘れてはならないと思っておりますが、現までのところ、該当の事例がございませんけれども、今後の運用につきましては、その点、十分御趣旨を体して慎重に対処してまいりたい。こういうように考えておりますわけでございます。

第三番目の、電話の広域事業性、つまり新しい電話の制度でございますが、これの実施にあたつ

ましては一万五千加入ということで、大幅な増加を計画いたしておりますわけでございまして、こういうような法によつて、附帯決議の御趣旨に沿いたいと努力をいたしておりますところでござります。

最後の、電信事業の近代化及び急速な技術革新の導入ということについては、この前の法律の改正によりまして、電信の近代化というのは相当進んでおりますし、これに関連いたしまして、技術の革新といふものも、大いに心がけておりますわけでござります。

なお、職員の要員対策につきましても、電電公社

この業務の範囲と考えておられるわけでござりますが、ただいま御指摘のように、そこからさらに進んだ同軸ケーブルの使用方法、つまり一口に言えば、双方向の通信と言われているわけでございますが、これもどういうような制度に考えるべきであるかということが次の問題になつてくるわけでござります。

一口に双向通信と言われてゐるわけでござりますが、この中には、交換機を介しまして、あらゆる端末が相互に、あたかも電話が現在交換されるように、たとえば、テレビ電話式に、端末から端末にすべて交換されるような、交換型の設備というものの、これは技術的に可能なわけございませんが、これらは問題につきましても、あたかもこういうようなシステムが、間もなく実現するといふような受け取り方をされている世間の方もあるわけでありまして、この双向の問題につきましては、かなりいろいろの意見が出ているのも事実でございます。しかし、これらの問題もCCIS調査会の中での一応の検討の結果、これは、かなり技術的に、あるいは特に経済的な裏づけで、これが実用性があるということになるのは、相当将来のことであるということで、これらの問題につきましては、一応この問題はCCIS調査会では、まだ真剣にこれを検討する時期ではないという判断に傾いております。

したがいまして、それ以外の双向通信というものは、一体どういったものであるかということの問題になるわけでございますが、この点につきましても、必ずしも、世間でいろいろ言われますところでは、これについての正確な御理解がいただけていないのではないかということで、ただいまCCIS調査会におきましては、いわゆる双向通信の一体技術的な可能性と、その裏づけによる経済的な条件といふものと、また、実際のユーザー、特に農村あるいは大都市近郊のペッドタウン、多摩ニュータウンも、その一つになるわけでございますが、そういうもの、あるいは大都市の

中でのCATVのユーチャー、こういったものとどういうような条件で、このいろいろな考えられます双方向のシステムが定着する可能性があるかというようなところを、現在検討を続けております。それによりまして、かなり双方向といつても内容が相当ありますて、さらにそれは、それぞれの住民のニーズというものに定着するタイプがいろいろあるということも、かなりはつきりしてまいりまして、それらの中で大都市近郊のベッドタウンのニーズに合うような幾つかのモデルを考えまして、これを先ほど大臣からお話をありましたシステムとして、これを実験してみたいというところに現在至っているわけでござります。

○委員長(杉山善太郎君) この際委員の異動について御報告いたします。

本日、木島則夫君が委員を辞任され、その補欠として高山恒雄君が選任されました。

いうような受け取り方をされている世間の方もあ
るわけでありまして、この双方の問題につきま
して、かなりいろいろの意見が出ているのも事実
でございます。しかし、これらの問題もC C I S
調査会の中で一応の検討の結果、これは、かな
り技術的に、ある、は持て満者内は長う子で、こ

これが実用性があるということになるのは、相当将来のことであるということで、これらの問題につきましては、一応この問題はC C I S調査会では、まだ真剣にこれを検討する時期ではないという判断に傾いております。

したがいまして、それ以外の双方面通信といふものは、一体どういふものであるかということの問題になるわけでございますが、この点につきましても、必ずしも、世間でいろいろ言われますところでは、これについての正確な御理解がいたただけていないのではないかということと、たやすくわかる双方面通信の一体技術的な可能性と、その裏づけになつた経済的な条件といふものと、また、実際のユーザー、特に農村あるいは大都市近郊のベッドタウンなど、多摩ニュータウンも、その一つになるわけでございますが、そういうもの、あるいは大都市の

○森勝治君 以上は、昨年の電気通信法一部改正のときの附帯決議に関する質問で行なったところですが、いまのお答えにもありました。附帯決議されましてからすでに一年を経過いたしました。どうもやることく、やらざるとことと言わざるを得ないのであります。特に、この情報開係につきましては、たとえばいまの柏木さんのお答えの中では、C C I S 調査会等は、真剣に取り上げる時期ではないなどといふことばが、ほんほん飛び出してきているということになると、一体国会の決議などというものは片や言いつぱなし、片や聞きつけなしといふように、ややもすれば、その場限りでおさなりになります。したがつて、そういうことであつてはならぬといふ、この考え方から、私は、冒頭に昨年の決議問題を持ち出して大臣の所見をただしたところでありります。

ところが、いまのようなお答えでありますから、どうも一生懸命おやりになつてゐるだらうと、善意に理解されつとめたいところでありますけれども、どうもやるか、やらぬか、情報基本法についても、いつごろなのか、さっぱりわからぬ、こういうような気がしてならぬわけであります。あなたがち、これは、私の邪推ならば、これは取り消しました。すけれども、私はそういう印象を強く受けたのです。この際、この点について一体いつごろやるのか、どうする気なのか、大臣からひとつ重ねてお答えをいただきたい。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 附帯決議を尊重いたしておりますことは決して間違いないことでございますが、問題の内容と申しますか、事態がきわめて重大な問題を含んでおりますことが、多いわけでございまして、通信施設の問題にいたしましても、そう一朝一夕に新しい方向が見出されるわけございませんし、また、情報処理基本法の制定にいたしましても、これは非常に広範にわたる内容を包蔵いたしておりますわけございませんて、情報産業の振興、あるいは情報技術の振興、さらによつた、プライバシーの問題、いろいろ各省にまたがつております問題でござりますので、決して怠慢に付しておりますなどということではなくて、前向きで、一步一歩前進は続けておりますつもりでございますけれども、御期待をなさつておられます森委員から申されますと、あるいは牛歩運々として進まないと、いうような誤解をお持ちかと思ひますけれども、私どもとしては、御趣旨に従つて、真剣にやつておりますつもりでございますが、なかなか問題が大きいだけに、そう簡単に結論が出ないわけでござりますけれども、しかし、御趣旨はよくわかりますので、御鞭撻いただいた、その方向に向かつて、今後ともたくましく前進を続けてまいりたい、こういうふうに考えておりますわけでございます。

御承知のように、この法律は十年間延長ということになつておりますが、電信電話公社事業といふものは日進月歩、まさに、科学技術の最先端に立っておりますわけでありますから、そういう事業が、十年間という長期計画を掲げるというようなことは、公社の経営目標の、公社内部の目標として掲げると、いうならわかりますが、最近の目まぐるしい技術革新というとを考え合わせるときには、公社自身の第五次計画も、まだできていないもうありますから、さらにまた、政府の長期計画の見直し等も、まだきまつてない段階で、法律を十年間も延期するのは、どうも適当ではないような気がしてなりません。

そこで、お伺いするわけでありますが、通常、電電公社としては、加入電話の需要予測といふのは、何によって立てておられるのか、この点まずお伺いをしたい。

○説明員(清水通隆君) お答え申し上げます。

過去におきまして、すでに、四次にわたりまして五ヵ年計画を立ててまいつておりますが、実は、その間に、いろいろと予測方法等の内容に変更をして來たしております。少しかいつまんで、これを御説明申し上げますと、当初、特に第一次あるいは第二次のような時点におきましては、電話の需要といふものにつきましては、大体、国民所得の伸びと密接な関係を持つであろうということです、予測を立てておったわけございます。そして、ちょうど拡充法を制定していただきましたような時点におきましては、三十年ごろでございまが、ちょうど二度計画を改定するというような時点におきましては、国民所得との関連におきまして、従来考えていましたように、伸び率では、もつと早いスピードで、国民所得の伸び率よりも、もつと早いスピードで電話といふものの需要が出てきまして、従来考えていました修正をいたしたわけでございますが、その後におきましても、大体、国民所得との関連において、需要予測を立てておるわけですが、最早いりますが、四十五年の八月に策定いたしました七ヵ年計画、この時点におきましては、国民

所得の伸びよりも国民総生産、GNPの伸びとの関連を求めるがよさそうだということで、そういうGDPとの関連におきましての数字を求めておきます。

ただ、ちょっと午前中にも申し上げたわけでございますが、当時そういう伸びというものの中の電話が、住宅用電話よりむしろ事業所用の電話といふものに焦点を合わせた需要予測を立ておりましたために、かなり狂つてしましましたので、GNPの伸びといふようなものと、それから住宅用電話の伸びといふようなもの、こういったふうなものとの関係を、詳細に予測を立てる式をつくったわけでございますが、これがかなり時代的な要素が多いということもわかりまして、七ヵ年計画のときに修正したわけでございます。実は、五十三年以降の予測を立てる場合にあたりましても、そのような数式あるいは方法がいいかということで、かなり議論をいたしまして、その結果、いま私どもはGNPの伸びといふものも考慮しながら、毎年ある程度コントラクトに発生してきそうな住宅用電話の伸びといふものを考えまして、予測をしていくわけでございます。

で、なお申し加えます、これは七ヵ年計画の策定あるいは五十三年以降の予測を立てますときには、当然国いろいろな計画がござります、そういったふうものとの関係を、十分考慮しながら、たとえば七ヵ年計画におきましては、四十五年にできました新経済社会発展計画、あるいはそれより一年前にありました新全総、こういったふうなものを十分考慮しながら予測を立てたわけでございます。

○森勝治君

七ヵ年計画の御説明もありました。

そこで経済企画庁にお尋ねをいたしますが、いま電電公社が七ヵ年計画を立てる場合に、新全国総合開発計画ですか、さらに新経済社会発展計画、こういふものを参考として電電公社が加入電話の需要予測を立てたと、こういう説明であります。

そこで、経企庁にお伺いをしてみたいのは、いま申し上げた二つの計画の見通しといふものはどう

なっておるのか、その点お伺いをしたい。

○説明員(道正信彦君)

ただいまの御質問でござりますが、私のほうで担当しておりますのは、新経済社会発展計画でございます。すいぶん情勢が、

ただ、ちょっと午前中にも申し上げたわけでござりますが、当時そういう伸びというものの中の電話が、住宅用電話よりむしろ事業所用の電話といふものに焦点を合わせた需要予測を立ておりましたために、かなり狂つてしましましたので、GNPの伸びといふようなものと、それから住宅用電話の伸びといふようなもの、こういったふうなものとの関係を、詳細に予測を立てる式をつくったわけでございますが、これがかなり時代的な要素が多いということもわかりまして、七ヵ年計画のときに修正したわけでございます。

実際的には、五十三年以降の予測を立てる場合にあたりまして、そのような数式あるいは方法がいいかと、

いうことで、かなり議論をいたしまして、その結果、いま私どもはGNPの伸びといふものも考慮しながら、毎年ある程度コントラクトに発生してきそうな住宅用電話の伸びといふものを考えまして、予測をしていくわけでございます。

で、なお申し加えます、これは七ヵ年計画の策定あるいは五十三年以降の予測を立てますときには、当然国いろいろな計画がござります、そう

いたふうものとの関係を、十分考慮しながら、

たとえば七ヵ年計画におきましては、四十五年にできました新経済社会発展計画、あるいはそれより一年前にありました新全総、こういったふうな

ものを十分考慮しながら予測を立てたわけでございます。

○森勝治君

七ヵ年計画の御説明もありました。

そこで経済企画庁にお尋ねをいたしますが、いま電電公社が七ヵ年計画を立てる場合に、新全国総合開発計画ですか、さらに新経済社会発展計画、

こういふものを参考として電電公社が加入電話の

需要予測を立てたと、こういふ説明であります。

そこで、経企庁にお伺いをしてみたいのは、いま申し上げた二つの計画の見通しといふものはどう

なっておるのか、その点お伺いをしたい。

○説明員(道正信彦君)

ただいまの御質問でござりますが、私のほうで担当しておりますのは、新経済社会発展計画でございます。すいぶん情勢が、

ただいま御指摘になりました新全総の総点検に

つきましては、これは昨年の十二月に国土総合開

発審議会におきまして、審議会の意見として出さ

れたものでございまして、これは、新全総計画が、

その後における環境問題の深刻化に対応しまし

て、より環境問題について明確な態度を打ち出す

必要があるのじゃないか、その観点から、総点検

いたしたいということで、現在、環境問題の側面

から、いろいろな項目について、点検を行なって

おります。

○説明員(白井和徳君)

ただいまの御質問でござりますが、昨年の春でございますが、春以降いろいろの委員会を、

経済審議会の中に発足させまして、検討を進めて

まいっております。そのような委員会の結論が、

ばほほつ始めております。それと並行い

るというようなことでござります。それと並行い

たしまして、各省間で、今度は政策マターでござ

いますけれども、やはり準備する必要があるとい

うような見地で、各省の思想を統一するとい

うよ

うな考え方におきまして、いろいろ個別の案件で

はございませんけれども、いろいろの検討会とい

うものも設けまして、問題を煮詰めておるわけでござります。経済企画庁といたしましては、今度の新しい長期経済計画でございますが、四十七年、

ことしの十二月を日程にいたしまして、すなわち、

四十八年度の予算が、通常十二月に編成されるわ

けでござりますが、そことタイミングを合わせる

意味におきまして、十二月末を目途にいろいろ検討作業を進めておるわけでござります。そんなどころであります。

○説明員(白井和徳君)

一応、昭和六十年度を目

途にしております。

○森勝治君

新聞発計画は、何年までですか。

○説明員(白井和徳君)

途にして云々といふお答えでございました

○森勝治君

新全総の計画は、何年まで予測され

ておるのでですか。

○説明員(白井和徳君)

途にして云々といふお答えでございました

○森勝治君

新全総開発計画でござりますが、四年まで予測され

ておるのでですか。

○説明員(白井和徳君)

途にして云々といふお答えでございました

○森勝治君

新全総開発計

た面から、どうしてもそういう総合網のようなもののが必要であるということが強く主張されておるわけでございます。

実は、具体的に、しかば五十三年以降について、どのような行程を考えたかということでおさいますが、これは、いろいろと繰り返して申し上げておりますように、まず電話という面で考えておりますと、昭和四十六年、今日におきます日本の電話機の普及率といふものは、人口百人当たり二二・一という数字でございまして、これはまだ世界では十三番というような非常に低いところにあるわけでござります。そして先ほどから申し上げておりますように、五十三年以降五十七年までの五年間で大体千三百万の新規需要があるであろうという予想を立てたわけでござますが、この千三百万の加入電話の増設をいたしました暁におきまして、五十七年で四千八百万という加入数になるわけでございますが、この状態において世界の先進諸国等と比べてみると、どうかというふうに考えますと、まだ実は今日のアメリカとあまり変わりのない状態である。すなわち、現在アメリカにおきましては、百世帯当たりで九十二ほどすでに電話が普及いたしておりますが、この千三百万の新規需要とが想定できるわけでございます。

先般、御説明申し上げましたように、私どもはいろいろな予測方法を使っておりまして、当然G.N.P.の伸びあるいは経済成長率といふものとの関連は、もちろん十分考えたわけでござりますけれども、何分住宅用電話といふものが主になるわけでございまして、先ほど四千八百万と申し上げました五十七年末の姿におきまして、私どもは、住宅用電話として、大体三千三百万という数字を考えておるわけでございます。このように大体、今

後伸びてきています電話といふものの主体が、住宅用電話であるというふうなことからも、ますますわれの考へておる予測の数字は間違いかろう

といふふうに考へたわけでございます。

しかば、そのほかのことについては、どうかということでおさいますが、先ほども、新全総のときにちよと申し上げましたように、今後のいろんな経済社会の発展等との関連におきまして、私どもは、今まで考へておきました電信電話以外に、かなり新しいサービスといふものも普及させる必要がある。高度化されたサービスといふのが必要であろう、またデータ通信あるいは画像通信——この画像通信といふ中に、いろいろと定義によつては、高速の模写電送、こういったふうなものを含めていいわけでございますが、そのような内容のもの等も考へてまいりますと、どう

しても、総合電気通信網といふうな形成が、どううしても必要になるというふうに考へられるわけでございまして、それらに必要な工程等をいろいろと作業をいたしまして、積み上げました結果が、五十三年度以降五十七年度までの五年間で、大体、建設投資額は九兆円必要である、このようないい想定を立てたわけでございます。

○森勝治君 いまのお答えで、千三百万という数字が出てまいりましたが、それだけではどうも説得力に欠けるのではないか。私のはうでは、理解するのに乏しいのでありますので、もう少し具体的にお示しを願いたい。どうして千三百万といふましても、まだ電話に対します新規需要といふものは、かなり旺盛なものがあろうということが想定できるわけでございます。

○森勝治君 さきにも私は申し上げたわけですが、経済情勢といふものが一変してきた現在におきまして、しかも、十年間の技術革新のテンポは非常に急速であります。そういう中での見通しといふものが、なかなか困難であることは当然であります。いわんや、この法律が限界立法なのでありますから、せめて五十二年まで五年間にとどめる。そういうことならば、わかりますけれども、今までさえ、さだかでない将来の展望について、十年先のことを推しはかつてやるというようなことが、いわゆるこの法律を十年間さらに延長するという、向こう十年間の展望についての説明の点も、私は不足のよう見受けられるんであります。そういう点について、なぜ十年が必要なのかといふことについては、いまその説明をいただいてないわけであります。したがつて、そういう点について、もう少しひとつ私の乏しい頭脳でもわかるようにお答えをいただきたい。

○説明員(清水通隆君) 少し予測の式、これは口頭で申し上げにくいわけでございますが、いまの千三百万になります式は、どのような式を使ったかといふことについて申し上げたいと思ひます

が、五十二年末の数字が三千五百萬といふことでございまして、それから千三百万ふえていくといふことについて、どのような式かといいますと、実はこれは対数の式でございまして、ログと言つております。

$$\text{Log } \frac{D}{N} = 1.69897 - 0.154623t$$

こういた式を使って予測をいたしております。

○森勝治君 先ほどの説明の中で五十七年度末は百世帯当たり九十五加入というお答えでございましたが、逆算してそのときの人口、世帯数はどのくらいになるのかお伺いをいたします。

○説明員(清水通隆君) 五十七年末の日本的人口を一億一千九百万人、それから世帯数いたしまして三千五百万世帯、こういうふうに予測いたしております。

○森勝治君 さきにも私は申し上げたわけがありますが、経済情勢といふものが一変してきた現在におきまして、しかも、十年間の技術革新のテンポは非常に急速であります。そういう中での見通しといふものが、なかなか困難であることは当然であります。いわんや、この法律が限界立法なのでありますから、せめて五十二年まで五年間にとどめる。そういうことならば、わかりますけれども、今までさえ、さだかでない将来の展望について、十年先のことを推しはかつてやるというようなことが、いわゆるこの法律を十年間さらに延長するという、向こう十年間の展望についての説明の点も、私は不足のよう見受けられるんであります。そういう点について、なぜ十年が必要なのかといふことについては、いまその説明をいただいてないわけであります。したがつて、そういう点について、もう少しひとつ私の乏しい頭脳でもわかるようにお答えをいただきたい。

○説明員(米澤滋君) ただいま需要予測の点につきましては、時系列的ないろいろなやり方とか、あるいは外國の状況等を計画局長から御説明いたしましたが、五十二年度末におきまして、積滞が解消する時点といふものが三千五百萬、これは既存の電話も入れまして、加入電話全体が三千五百萬といふふうに考へているわけであります。最近、

需要の予測方法等につきましても相当いろいろ

術的に新しい手法が出ておりますので、私は、そろ大きな狂いはないんじやないかといふふうに思つてゐるわけであります。しかば、申し込んすぐつくといふ、いわゆる積滞ゼロの状態と

いうものが、その後、日本の場合に、どうなるかということが問題になるわけであります。

それにつきまして、私もずっと、たとえば、アメリカのAT&T——電信電話会社のその後の状態等をずっと、どのくらいの架設がつながつてゐるかというのを調べておるわけでございますが、たとえばアメリカのAT&Tの場合には、約十七年前から積滞ゼロという状態になつております。

そうして、その状態といふものがずっと今日までつながつておるわけでありますが、日本の場合に、この三千五百万になつたあとで、やはり毎年の新規需要といふものが出てくるわけであります。この三千五百万になつたあとで、若干のミクロ的にこれは確かに年によつて、若干の変動が今後あるかも知れませんが、その主体が住宅電話といふのになつていくわけであります。たとえば、これは確かに年によつて、若干のミクロ的に規需要といふものが出てくるわけであります。この三千五百万になつたあとで、その新規需要といふものが、住宅電話といふのになつていくわけであります。いわんや、この法律が限界立法なのでありますから、せめて五十二年まで五年間にとどめる。そういうことならば、わかりますけれども、今までさえ、さだかでない将来の展望について、十年先のことを推しはかつてやるというようなことが、いわゆるこの法律を十年間さらに延長するという、向こう十年間の展望についての説明の点も、私は不足のよう見受けられるんであります。そういう点について、なぜ十年が必要なのかといふことについては、いまその説明をいただいてないわけであります。したがつて、そういう点について、もう少しひとつ私の乏しい頭脳でもわかるようにお答えをいただきたい。

○説明員(清水通隆君) 五年間に大体千三百万くらい新しい需要が出てくるのではないか。この時点におきまして、現在のアメリカの時点になりますし、それからまた、百世帯当たりの電話の加入数といふものが九五%になる、残りの五%といふものは、私は、そう急に

が言いましたような時系列的な式をもつて、あるいは外國の例等を横からまた調べてみると、次が言いましたような時系列的な式をもつて、ある五年間に大体千三百万くらい新しい需要が出てく

るのではないか。この時点におきまして、現在の

需要の予測方法等につきましても相当いろいろ

ちょっと落ちてくるのではないか。したがって、この積滞がなくなった時点以降の五年間に對しましても、千三百万というようなマクロ的に見ると需要が出てくることから考えて十年間の延長をお願いしたい。

で、拡充法が電話に対してもどのくらいの建設資金のバーセンテージを占めるかといいますと、大体三〇%以上を占めている。それから一方また、この五十三から五十七に対しまして全体の約二〇%を占めている。これらの額といふものは、非常に大きな額でありまして、それにかかるようないい方法といふものがなかなか困難である。四十七年度の予算におきましては、たとえば政府保証のない公募債といふようなもの認めさせていただいたわけですが、これも本年初めてスタートするわけでありまして、今後これを十分育てたいとは思っておりますが、しかし、何と言いましても、拡充法による資金の量が非常に多いわざでございますが、これが年々増加していくことは、やはり電話の架設設備を急ぐという積滞なき状態をやはり継続するといふことが大事なんあります。そういう国民の御要望に沿うるために十年間の延長をお願いしたい、こういうことです。

○森勝治君 柏木さんにお伺いします。大臣お疲れの模様だから。積滞解消が五十二年末といふことなんですから、その時点で、当然見直してしかるべきだと思うのです。何も十年なんて、総裁からせつかりお答があつたが、私は、十年なんて、長期展望に立たんでも、よからうと思ふんですが、その点ひとつお答えを願いたい。

○政府委員(柏木輝彦君) 御承知のように、現在七七年計画といふものの考え方のワク組みの中で、昭和五十二年までに全国的に電話の需給が均衡するという目標を持っているわけであります。私ども、その点をひとつ、この際の、法案を検討する際の手がかりにしたわけであります。私が、さて、その五十二年度末での公社の資金的な姿が、どういうふうになるか。この中には、五十年までの拡充法適用に基づく加入者債等の累

積減損額が相当部分含まれるわけございます。

これにつきまして、その後の加入者債等の償還額なるかということは、この際、当然見通しを立てなければならぬといふふうに考えたわけでありますし、また、その後の需給の状態がどうなる

か、それにつきましての公社の資金の動向がどうなるか、ということは、この際、当然見通しを立てなければならぬといふふうに考えたわけであります。その考えに基づきまして、電信電話公社のほうとも、この法案を五年にするのが適當か、さらに十年延長するのが適當であるのか、五年でささらに十年延長するのが適當であるのか、五年でささらに十年延長するのが適當であるのか、五年でささらに十年延長するのが適當であるのか、五年でささらに十年延長するのが適當であるのか、五年でささらに十年延長するのが適當であるのか、五年でささらに十年延長するのが適當であるのか、五年でささらに十年延長するのが適當であるのか、五年でささらに十年延長のが

立ったわけでございます。

○森勝治君 それでは建設資金関係について若干お聞きしたいと思います。四十八年から五十二年までの建設資金はどれくらいになるのか、公社からお答えをいただきたい。

○説明員(清水通隆君) 七ヵ年計画といたしまして、策定した時点において、建設総投資額は八兆五千億ということにいたしておつたわけでござります。その後すでに四十六年度が終わりまして、四十七年度の予算も確定したわけでございまして、この二年間を差し引きますと、四十八年以降六兆六千億円ということになつたわけであります。これの細部につきまして現在いろいろと作業をいたしております。この七ヵ年計画におきまして、四十八年度以降考えました五年分について六兆六千億円の数字は変わらないのじゃないかといふふうに考えております。

○森勝治君 その六兆六千億のうち、電話だけの経費はどれくらいかかるのですか。

○説明員(清水通隆君) 電話等で申しますと、ちょうど加入電信等も含まれておりますが、これで五兆四千二百億円、ただいま申し上げました六兆六千億の八二%でございます。

○森勝治君 先ほどのお答えの中で、五十二年度以降は九兆億必要だというお答えがありましたね。この九兆円は全部電話にお使いになるのかどうか、この点を明らかにしていただきたい。

○説明員(清水通隆君) ただいまの九兆円の内訳を申し上げたいと思いますが、電話について考えてみますと、対象分が五兆九千億、六五%になるわけでござります。それからデータ通信で一兆五千億、一七%考えております。それ以外は新しいサービス等でございます。

○説明員(清水通隆君) 私どもの積算をいたしてお話をですね。そんなにかかるものですか。

○森勝治君 電話で五兆九千億ですね、そういうふうになりますと、そのようなことになるわけでござります。

○森勝治君 そういたしますと、電話加入者から電話以外の金を取るということになりますね。

○説明員(清水通隆君) 債券という意味におきましての御質問だと思いますが、私どもの考えでおこなはれません。その結果、電話のほうに振り向かれて、そのままおつたわけでござります。

○森勝治君 しかし、先ほどのお話をだと、加入電話だけできちりできますが、ただいまの電話が全部入るわけでしょう。ですから、厳密の意味における電気通信事業全般に振り向けて、申し上げるのであります。ほかに利用しないとお約束できますが、ほかに利用しないとお約束できますが、申し上げたほうがおわかりいただけるかと思いますので、申し上げるのであります。

○森勝治君 申しますが、私はどのようないふうに考えております。それ以外は新しい電話以外の金を取るということになりますね。その結果、電話のほうに振り向かれて、そのままおつたわけでござります。

○説明員(清水通隆君) 私、加入電信が含まれておると言いましたのは、非常に誤解を招いたかと
思いますが、今までの分類で、電話の中にちょっと
と入つておるもので、そう申し上げたわけでござ
いますが、基本的には、加入電信はもちろん加入
電信のために必要な資金としてこの債券を充当す
るわけでございます。それから、申しませんでし
たが、データ通信等につきましては、これはあく
までデータ通信のお客さまから負担をしていただ
きまして、その分をデータ通信の投資に回すとい
うことでござります。

並びに、端的に申し上げまして、広く国民の要望になつてまいりというふうに想定するわけでござります。このような非常に高度化されたサービスというものを、どのようにして処理をしていくか、対処するかということが、電電公社にとりまして非常にむずかしい今後の課題になるわけでござりますが、もう少し簡単に言いまして、高度化されたサービスというものは何だというふうに考えてみますと、これは、従来電話というような面で、音声——人間と人間との通話——いうふうなものが主でございましたのは、これらに必要な技術といふものの範囲は、主として四キロヘルツというバンドの中で処理をすればいいというふうに言えるわけでございます。

なくて、もっと高度化されたたとえはデータ通信にふさわしいような電送設備というふうなものも、考えなくてはいけないというふうにいたします。個々にいろいろと進めてまいるわけですが、ますけれども、もう少し終局的な姿を考えてみると、現在の電話及びこれから発展してまいりますデータ通信あるいは画像通信、こういったふうなものを総合いたしまして、経済的かつ能率的に提供することが必要になろう。そのような状態になりましたときに、私どもは、これを総合通信網といふうに呼ぶのが妥当ではないかということを、そこでございまして、実は、この名前は総裁がおつけになつた名前でござりますけれども、そういうふうに考えておるわけでござります。

したがいまして、なぜ総合通信網が必要か、あるいはどういうメリットがあるかということを、

○森勝治君 そのために必要な経費を進めておるわけでござります。計画におきましては、二千三百五十億円、それから引き続きます五十三年以降の五ヵ年間で一兆五百億円、こういった数字で計画を進めております。

○森勝治君 五十二年末までに電子交換機を四百局に入れる、こう言つておりますが、これは何のために入れるのでですか。

○説明員(清水通隆君) ただいま申し上げましたように、総合通信網の骨格をいたしまして、従来の四キロヘルツの電話交換網だけではどうしても不足だと思いますので、もう少し周波数の高い交換ができるような電子交換機がどうしても必要である。こういうふうに理解しておるわけでござい

○森勝治君 ○

○森勝治君 総裁、この点、総裁のほうから明快にお答えいただきたい。

○説明員(米澤滋君) お答えいたします。

電話によりまして得ました債券収入というものは、これは電話の投資額に充当する、それからデータ通信によって得る債券収入はデータ通信に回す、画像通信のようなものに対しては画像通信に回す、そういうふうに明快に分けて投資するといつもりでございます。

○森勝治君 それでは、総合通信関係について若干お聞きしたいと思うのです。

総合通信網の建設ということが年次運営方策とか七ヵ年計画の中でも言われておりますが、この目的は一体何なのか、この点お答えいただきたい。

○説明員(清水道隆君) 先ほども、ちょっと触れたわけでございますけれども、今後の電気通信の分野という面で見ますと、まず通信量が非常に増高いたします。それと、ますますサービスが高度化していくだいしたしました債券は、それぞれの部門に投資するということをござしまして、決して電話ですることではありません。それで引き受けたことがあります。

しかしながら、今後の高度化されたサービス等を考えてみましても、おわかりいただけると思いますが、非常にスピードの早いものになってしまいます。また、テレビになりますと、周波数バンドも、従来の四キロヘルツでは、どうしていためでございまして、一メガヘルツあるいは四メガヘルツというように、非常に周波数の範囲の広いのをじょうずに処理しなくてはいけないようになります。このように、従来の音声を主にいたしておりました電話というようなものに対しまして現在の通信網では、どうしてもこれに応じることができないということが、かなり明らかでございまして、そういった将来の高度化された通信網というものを、どのように形成していくかということをございます。

その具体的な方法といたしましては、どうしても骨幹といたしまして、現在の電話交換機、クロスバー交換機等では、これに効率的に対処できません。まずその骨幹をつくる必要があるう、さらに電送路等につきましても、従来のままの技術で

もう少し端的に申し上げますと、今後の国民の要望に沿うためには、私どもはどうしても高度化されたサービスで対応しなくちゃいけない、それを経済的かつ効率的に対処するためには、そういうふた総合電気通信網の構成がぜひとも必要である。このように理解いたしております。

○森勝治君　お答えいただきましたが、それでは、その完成目途はいつごろで、またそれに要する費用はどのくらいかかるのかお答えいただきたい。

○説明員(清水通隆君)　総合電気通信網の完成ということは、実は私どもいつになるか、まだその辺予測を立てていないわけでござります。と申しますのは、現在考えておりますよな十年程度では、大体こういった予測であろうということがかなり自信を持って言えるわけでございますが、それから先に、どのようなサービスがさらに追加されるということについては、今日まだ明確になつてないわけでございます。したがいまして、この七ヵ年計画及びそれに引き続きます五十三年内に降の五年間におきましては、総合電気通信網を完結するということではなくて、むしろ総合電気通信網の骨格をつくる、このような理解をいたして

○説明員(三宅正男君) 技術的な問題でございま
すので——詳しいことは省略させていただきます
が、一番おわかりやすく申し上げますと、クロス
バー交換機と電子交換機は、現在の電話サービス
に対しましては、あまり機能的な違いはないと思
います。ただ、現在の電話サービスにおきましても、非常に全国的に大きな回線網が広がっております。この回線網が災害あるいはその他の障害等で一部がやられました場合には、ほかを迂回してまでいるというような形での信頼度の高い回線網に仕上げていく。そういったためには、それぞれの交換地点に電子交換機がなければできない。さらに、先ほど計画局長が申しましたような、新しいサービ
ス類では、現在公社がやっております、すでに手をつけておりますようなサービスでは、クロスバ
ー交換機でも不可能ではございませんが、非常
にむしる金がかかる。電子交換機でやつたほうが
安い。さら将来考えておりますテレビ電話その
他のサービスに至りましては、これは電子交換機
でなければ不可能なサービスになつてまいる。大
体大きめに申し上げますと、そういうような連
いがあると存じます。

なくて、もっと高度化された、たとえはデータ通信にふさわしいような電送設備と、いうふうなものも、考えなくてはいけないというふうにいたします。して、個々にいろいろと進めてまいるわけでござりますけれども、もう少し終局的な姿を考えてみますと、現在の電話及びこれから発展してまいりますデータ通信ある、は画像通話、こういったところ計画におきましては、二千三百五十億円、それから引き続きます五十三年以降の五カ年間で一兆五百億円、こういった数字で計画を進めております。

○森勝治君 五十二年末までに電子交換機を四百局に入れる、こう言つておられます、これは可の

クで限度額を設定して、いたいたわけでござりますので、しかしながら、積算は二百八十八対一千でござりますので、それをこの数字は、全くこだわることなく、幾らでも伸び縮みできるということでもないと思しますけれども、大体、縁故債と事業債といふものは、相互補完の立場に立つべきであるというたてまえ上、両方足したもののが限度額になつておりますので、その間の、年度内の発行の際における、いろいろな条件の環境のもとでは、若干の融通ということは許されておるというふう

どうもこの二百八十億円というもののワクはも
らっておりながら、はたして消化できるだろうか
どうかといふ、公社の事業債に対する及び腰が
はしなくもここで姿を見せたような気がするんで
す。もしさうだとしたら、そういう不安の中で、
いわんや十年先に千三百万加入が消化できるだろ
うかどうかという懸念が生まれてきたわけですか
が、この点はどうですか。

○説明員(好木巧君) ちょっとと御説明がへたなも
ので、不十分だったと思いますが、私が申し上げ
ましたのは、将来、山や谷もありますが、できる

る、政府保証のある公募債、政府保証のない事業債、それから縁故債等々、幾つもの源泉が必要であります。それらかの源泉を、それぞれ今後ますます太らしていくことに、努力すべきであるというふうに考えております。したがいまして、縁故債につきましても、将来とも事業債とお互いに補完関係にもござりますけれども、縁故債のほうも、もちろんこれをやめるというのではなくて、今後とも、これの増大を、增加を事業債と、ともどもはかつていただきたいというふうに考えております。

おのづから限界があるんじゃないかというふうに
考えております。

○森勝治君 この公社の計画に対して、通信機
メーカー、あるいはまた、電線メーカー、あるい
は通信建設会社等の影響率は相当高いわけであり
ます。たとえば、通信機材メーカーは五二%の影
響率でありますから、これは相当高い、こう理解
します。したがつて、国民に加入債をお願い、頼
む前には、当然この利益度合いの多い企業に対し
て建設資金の負担を——これは、負担でも、事業

○森勝治君 そうすると、こういうことですか。
どうも私は血のめぐりが悪いのですから、あなたのことばをすなおに、そしゃくできないのであります。ワクが千二百八十億であるから、とりあえず二百八十億出しておこうと、債券を様子を見てこの企業限度まで放出していくと、こういうことですね。

○森勝治君 公社の拡充計画によつて、メーカーは太つてきてゐるわけですから、これは協力させざるものが当然ではないですか。いま、減らすことには、なしなんていうことは、非常に消極的な発言をいたしましたが、これは、前向きのお答えとは違うと私は思うのです。したがつて、もう少しそちらの関係メーカー等についてどうするか、ここで明快にお答えいただきたい。

債総額を義務化して、責任を負わせる方向に持つては非常にやりやすいと思うんですが、この点はどうですか。

[View all posts by \[Author Name\]](#) [View all posts in \[Category Name\]](#)

○説明員(米澤滋君) お答えいたします。
先般四十七年度予算をきめていただきま
さに、建設勘定として一兆五十億円とい
なつております。それに対する資金の裏

三、四百億はぜひやりたいと、今後ともできるだけの努力をしてまいりたいということございります。

○説明員(好本巧君) お答えいたします。
緑故債につきましては、今後とも事業債と補完
関係にありますけれども、お互に伸ばしていき
たいというふうに申し上げたわけでござります。

— 1 —

たしまして、加入電債それから特別債というふうになつておるわけであります。この特別債の額が千二百八十億円というふうになつております。それから政府保証債が二百億円、こういうふうになつております。この千二百八十億円の中で、繰故債とそれからただいま御質問ございました政府保証なき公募債とをどの程度の割合にするかといふ、中の内訳の話になつてまいるわけでござりますが、それに対しましては、大体少なくとも三四百億円は政府保証なき公募債、いわゆる事業債を充てたいということに考えておるわけあります。

○森勝治君　局長、先ほど経済界は山あり谷ありというお話をありました。なるほどそのとおりだと思うのであります。しかし、これから五十三年以降電話を千三百万加入、つけようということでしょう。そういうことですね。そうなりますと、

○説明員(好本巧君) 緑故債は、昭和三十八年度以降毎年発行させていただいておりますが、四十六年度までの、現までのすべての総発行額を見ますと、金融機関が六〇%以上を引き受けております。それから、社の共済組合等が二三%——一〇%以上を引き受けおりまして、関連のメーカーでありますとか工事会社、そういうふうなところにおきましては、一五、六%というふうな数字でございますが、どもは、先ほど御指摘がございましたように、業債といいますか、政府保証のない公募債といふものを、今後大いに努力をいたしましてふやかくわけでございます。

しかし、先ほど郵政省のほうからお話をありましたが、膨大な資金需要量に対しまして、調達の源泉といふものを、できるだけ多様化

ただ、補完関係にありますと言いましたのは、△融機関の引き受けというものは、相当大きなシアを含めていますので、将来の事業債といらうのが、融機関に大きく引き受けさせられるということになりますと、それとの競合関係も起こりうることでございますけれども、私どもの気持としていたしましては、縁故債も将来ともやさしいきたいというふうに考えております。ただ、連メーカー等でございますが、縁故債の引き受けを、冒頭に御説明いたしましたように、金融関・共済組合等、こういうものも、△共済組合も一種の機関投資家でございまして、融機関ももちろんそういう意味がござります。ただ、関係メーカーと申しますと、製造業界あるいは建設事業界でございますので、若干、融機関投資家としているものとは性格を異にしておりますので、

比べますと、やはり流動資産を長期の債券をもつて保有することによって固定化するという、製造業界あるいは建設工事業界の経営上の問題もあるうかと思ふりますので、おのずから限界があると、よその機関投資家と比べれば、若干そういう事情がございまして、やはり今後とも御協力を願うわけでござりますけれども、あまり過大なことは問題がありませんかということを申し上げたわけでございます。

○森勝治君 拡充法によって一般電話加入者ははるかに債券を引き受けることを義務づけられているわけです。これは御存じのとおり。しかし、片や専用電話線に至っては、債券引き受けを強制をしていないおそらく公社は、その強制しない理由の一つとして、公衆電気通信法第五十六条によつて、通信線にゆとりがあるときだけ認めるのだから、強いていらない、こういうふうにまあおっしゃるだ

ANSWER The answer is 1000.

うけれども、防衛庁はじめ大企業、これらのものに、どの程度専用回線を提供しておるのか。むしろ、私どもに言わしむるならば、大資本、こういふいわゆる大口関係の利便こそ、すみやかにはかかるがことあっても——本来、國民が生活の用に供する住宅電話の充足率が、依然として難渋を来たしているところを見るならば、どうも私らは、そういう大企業依存の公社の運営形態ではないかと邪推をせざるを得ないのでありますから、その辺ひとつ明快にお答えをいただきたい。

○説明員(遠藤正介君)お答えいたします。

専用線につきましては、いま先生御指摘のように、回線部分につきましては債券を持つていただいているかもしれませんけれども、端末部分につきましては、現在の拡充法によりましてその金額どおり債券を持つていただいております。問題は、回線部分についていただいておらない理由でございますが、これもいま先生御指摘のように、公衆法第五六条というものがございまして、この規定によつて、現在の専用契約の性質といふものと、加入電話契約の性質といふものが、基本的に違うたてまえになつております。また、専用線につきましては、必ずしも大企業だけじゃなく、いわゆる市内専用の短いものにつきましては、相当いわゆる中小企業のようなものにも御利用をいたしております。

いづれにいたしましても、この専用線につきましては、回線部分については債券をいただかない、端末部分だけいただいておる。で、これは、専用線と同じような性格を持つております特定通信回線につきましても同じでございます。その点は御指摘のとおりであらうかと思うのであります。この問題は、たてまえは、そういうぐあいになつておる現在の法体系上、私はやむを得ないことでありますかと思ひますが、やがてある時期が来まして、基本的にこの問題を見直す場合には、一つの問題点であることは間違いないことであると思つております。

○森勝治君 この専用線は非常に低廉であります

ね。しかも私が先ほどと言つたように、回線にゆとりのある場合は、ということがあるのでありますから、それで、私どもに言わしむるならば、大資本、こういふいわゆる大企業依存の公社の運営形態ではないかと邪推をせざるを得ないのでありますから、その辺ひとつ明快にお答えをいただきたい。

○説明員(遠藤正介君)お答えいたします。

専用線につきましては、いま先生御指摘のようない意味は、全国的な意味ではなくて、それだけであります。しかしながら、現在このたてまえと申します、その余裕があると、いう意味は、局告、局所ごとに考えております。したがいまして、実情を申し上げますと、この専用線はほとんどどこで多いものでござりますから、現在のところ回線その他で余裕がないということはございません。したがいまして、こういったようなことを、契約を解除する、そういうたよな理由で解除するという事情はいままではございません。しかし、あれじやないですか、実際は取り上げない、どのように需要が旺盛になっても、そのまま据え置くということだと、それは、法律に明快に明記されているわけですから、いまのお答えは、どうもおかしいと言わざるを得ないのです。どうでしょ。積滞がいま二百六十万ですね、も、あると言われておりながら、こうした大企業の優先で、しかも、この料金は安く、長い間提供して、しかも、債券もとらない、これで全く理にかなうものではない。私は、ちょっとこの前触れましたが、これでは公社といふものは、國民のほうに向いているのではなくして、大企業優先の業務を依然として行なつてある、こう言われては、必ずしもそのうへん端なアンバランスはないかと思つますが、やがてある時期が来まして、基本的にはこの問題を見直す場合には、一つの問題点であることは間違いないことであると思つております。

○森勝治君 この専用線は非常に低廉であります

います。それから從量制の通信料に比べまして、使っても使わないでも、一定の料金をいただいておりますし、その点も使い方にも関係いたしますが、必ずしも一がいに専用線が安いということは言えないと思うんです。また、昨年の十月に、いわゆる從来の市外専用線の料金を改定いたしましたが、その結果整合されまして、その点は幾らか違つてきましたかと思います。ただ御指摘のように、たてまえをきびしくいたしますと、一般契約をいたしました専用契約を解除するということも論理的にはあるかと思うのでござりますけれども、実際は、そういうことで御迷惑をおかけしないような形で従来やつてきております。したがって、昔と違つて、専用線の数が少なくない状態では、そろそろ見直しの時期かと思ひますけれども、現在までのたてまえでは、必ずしもそういう極端なアンバランスはないかと思っております。

○森勝治君 いまの点、局長、ことばを返すようですが、使っても、使わぬでも、どうお答えがあ

りましたが、そもそも会社、工場、事業場なるものは、利潤を追求する目的とするものでしょ。したがつて、不要の専用線をあけておくといふことは、あれでしょ。効率的なことからいふことはあれでしょ。でも、経済的な見地からいっても、そういうことは全く常識的であり得ないでしょ。ですから、そのおことばは即刻あなたにお返しをいたしました。そこで、申し上げたいんですが、四十七年度の予算でも二万三千回線も公社が建設する、こうしたことになつていますね、予算上。この専用線についても、債券を当然これはもう買わず、料金も、割り安をやめて、一般電話の架設促進に役立てる、これが当然の姿ではないですか。幾多の問題をはらみながらも、債券等は、まだ負担させないというおことばがあるならば、これらの専用線については、担当の局長としても、非常に疑問をお持ちのところであらうから、この際ここで勇断を振われたらどうです。

○説明員(遠藤正介君) いまのおことばでござい

ますけれども、専用線と申しますのは、御存しのようないいろいろ規制がございまして、だれでも、かつてに専用線で結ぶというわけにはまいりません。いわゆる共同専用につきましても、きびしい基準がござりますし、また、これを一番多く使つておられますのは、報道関係ですか、そういう方が非常に多いわけでございます。したがいまして、全体の加入電話の需要も見る、また、こよりは、私どもとしては、現在持つておらないわけなく、こういう二本立てでいくべきではなかろうかと思ひます。それで、片方だけに、あれするというつもりは、私どもとしては、現在持つておらないわけ基準がござりますし、また、これを一番多く使つておられますのは、報道関係ですか、そういう方が非常に多いわけでございます。したがいまして、全体の加入電話の需要も見る、また、こよりは、私どもとしては、現在持つておらないわけなく、こういう二本立てでいくべきではなかろうかと思ひます。

○森勝治君 総理局長にお伺いしたいんであります。

現在、公社が発行いたしておりますところの電信電話債券は、先ほど申し上げましたように、加入者債券、加入者及び受益者引き受け債券でござります。それから、政府保証の公募債がござります。それからいわゆる縁故債、現在、公募特別債と言つておりますが、縁故債がござります。縁故債の中には、先ほどもお話を出ましたけれども、共済組合の引き受けのものと、その他のもの、いわゆる金融機関、あるいは関連業界引き受けのものとございまして、これは発行条件が異なつておられますので、発行条件別に言いますと、加入者債券と政府保証債公募債と、それから共済組合引き受けの縁故債と、その他の縁故債とこういう四種類といふふうに、現在発行しているものは、四種類といつていいのではないかというふうに考えられます。

○説明員(遠藤正介君) いまのおことばでござい

ます。

○説明員(遠藤正介君) いまのおことばでござい

す。それから、償還期限が十年、したがいまして、応募者利回りは年七分二厘ということに相なつてあります。

それから、割引債がございますが、加入者債券の中には、利付債と割引債がございますが、割引債は、御案内のように、発行価格百円につき五十円でございまして、償還期限は十年でございます。五十円でお引き受けになつたものを、十年後に百円でお返しするというものでございますから、これを年年の複利計算にいたしますと、年率応募者利回りは七・一八八%になるわけでございます。

それから、政府保証の公募債、これは表面利率が七%でございまして、発行価格は百円につきまして九十九円七十五銭、償還期限は七年でございます。これは応募者利回りは七・〇五三%になります。

それから、非公募特別債でございます縁故債でございますが、共済組合の引き受けの縁故債といいますのは、政府保証公募債と同じ条件でございまして、表面利率七%、償還期限が七年、応募者利回りは七・〇五三%でございます。

それから、だいま申し上げました政府保証債と共に済組合向けの非公募特別縁故債、この二者は、今年の四月一日から発行するものにつきまして、条件が若干変更になつたものであります。新しい条件はだいま申し述べましたようなものでございます。それから、残りますところの金融機関であるとか、いわゆる関連業界に引き受けさせるものにつきましては、四十七年度になりまして、まだ発行いたしておりませんで、いままで、この三月までに発行いたしましたものにつきましては、表面利率が七・三%、発行価格は百円につきまして九十八円九十銭、償還期限は七年でございまして、したがいまして応募者利回りは七・五四〇%というふうになつておりますが、これは共済組合向けの縁故債あるいは政保債のようになります。この発行条件の改定がいま検討されておりまして、まだ未定でございます。

以上でございます。

○森勝治君 加入者債の条件が、国债や、政府保証債よりも悪くなつてゐるのはどういうことなのでしょう。少なくとも、政府保証債よりも条件をよくしなければならぬと思うのですが、この点お答えをいただきたい。

○説明員(好本巧君) 国債は四十七年四月現在におきまして、表面利率七%でございまして、発行価格は九十九円八十銭でございます。償還期限は十年でございますけれども、したがいまして、応募者利回りは七・〇三四%でございます。それから、政府保証債は先ほど申し上げましたように、表面利率は七%、応募者利回りは七・〇五三%でございまして、いずれも加入者債より若干低く、悪くなつております。

○森勝治君 ですが、片や七年であります。加入者債は十年であります。

○説明員(好本巧君) 御指摘のよう、政保債は償還期限七年でございます。国債は十年でございますが、國債と比べますと、十年の償還期限、いずれも十年でございますが、加入者債の場合は七・二%であります。國債のほうは七・〇三四%でございますので、若干加入者債のほうが利回りはよろしいということでございます。政府保証債のほうにつきましては、七年の償還期限でござりますから、償還期限を比べますと、加入者債のほうが長いということは言えると思います。しかし、応募者利回りを年率にいたしますと、政府保証債は七・〇五三%でございまして、加入者債は七・二%でございますので、若干加入者債のはうが有利なうかと思いませんから、後ほどお伺いすることにして、次の問題に移りますが、縁故債は長期低利ですか、そういうふうに私はやつていくのが普通ではないか、いわゆる公社に依存をしておるところに押しつけるわけであります。しかし、お答えありませんから、どうぞお伺いするとして、次に問題に移りますが、縁故債は長期低利ですか、そういうふうに私はやつていくのが普通ではないですか、そのほうが、市場価格も、さぞ上回っているだろうと私は思うのです。しかし、お答えありませんから、後ほどお伺いすることにして、次の問題に移りますが、縁故債は長期低利ですか、そういうふうに私はやつていくのが普通ではないか、いわゆる公社の立場から考えれば、効率的運営がなされるということになりますけれども、どうでしよう。

○説明員(好本巧君) 縁故債でございますが、縁故債もいろいろな種類のものがあらうかと思いますが、一般論から言いますと、事業債は御案内のように、これを証券会社を通じまして、一般的の市場に売り出すわけでございます。したがいまして、これには、日本銀行の担保にも相なるわざでございます。担保の資格を持つているわけでございます。

○森勝治君 それでは、加入者債の市場価格は、まあ幾らですか。

○説明員(好本巧君) 加入者債の市場価格は、全部いろいろ銘柄によって若干のところはございますが、大体百円の額面のものが百二円あるいは百三円といふうにしておりますので、いわゆるこの債券を買った方の利回り、いわゆる実勢利回りといたしましては、六・九%をすでに割つておるということでございます。

○森勝治君 国債あるいはまた、政府保証債との市場価格の比較を教えてください。

○説明員(好本巧君) ちょっといま手元に正確な数字がございませんが、おおむね六・九%、六・八といいますか、六・九以下というふうなところで持ち合っているのではないかと思います。

○説明員(好本巧君) ただいまちょっと手元に数字がございませんが、おそらく一百円程度ではなかろうかと思いますけれども、ただいま直ちに調べまして御報告いたします。

○森勝治君 それはすべての点について、国債、政府保証債よりも上回っているというお話をしたから、市場価格も、さぞ上回っているだろうと私は思うのです。しかし、お答えありませんから、後ほどお伺いすることにして、次の問題に移りますが、縁故債は長期低利ですか、そういうふうに私はやつていくのが普通ではないか、いわゆる公社の立場から考えれば、効率的運営がなされるわけであります。しかし、お答えありませんから、どうぞお伺いすることにして、次に問題に移りますが、縁故債は長期低利ですか、そういうふうに私はやつていくのが普通ではないですか、そのほうが、もうわけではありませんから、あらんの呼吸、もう相通ずる中でありますから、公社の事業とともに伸び行く事業に、強引に特にお願ひするわけですから、これは、公社の効率的運営をされるならば、これは、当然長期、低利でよからうとなるほど言われるようになります。そういうことになりますけれども、どうでしよう。

○説明員(好本巧君) 縁故債でございますが、縁故債もいろいろな種類のものがあらうかと思いますが、一般論から言いますと、事業債は御案内のように、これを証券会社を通じまして、一般的の市場に売り出すわけでございます。したがいまして、これには、日本銀行の担保にも相なるわざでございます。担保の資格を持つているわけでございます。

○説明員(好本巧君) 縁故債でございますが、縁故債もいろいろな種類のものがあらうかと思いますが、一般論から言いますと、事業債は御案内のように、これを証券会社を通じまして、一般的の市場に売り出すわけでございます。したがいまして、これには、日本銀行の担保にも相なるわざでございます。担保の資格を持つているわけでございます。

○説明員(好本巧君) これは、あるはないかも知れないが、公社といえども国家事業ですから、公社の発行する債券は、市場価値は非常に高いわけですから、いわゆる信用の度合いが非常に厚いのですから、したがって、そういう公社と切つても切れない会社、事業場については、公社が伸びれば彼らもまた、伸びるという経済の原則からいたしましても、これは当然半永久的というか、長期しかも低利で運用されてしまうべきものと、私は思うのです。ですから、この点は、ぜひとも皆さんで検討して、いた

だきたい。もちろん、これは債券などを押しつけられれば相手方はいやにきまっています。喜んでなんであまりないでしよう。しかし、なくても、それは、今までうむ相通する中で相互理解に立ってやつてきたのですから、当然相手方を説得し、理解をさせることによって、これができると思うので、そういう方法を検討してみませんか、どうでしようか。

○説明員(好本巧君) お答えいたします。
先ほど申し上げましたのは一般論を申し上げたわけでございまして、あくまで緑故債はいま御指摘のように、発行者と引き受け者が相対で、それぞれの緣故に基づきまして、ネゴシエーションをするわけでございますので、創意くふう、あるいはそういういたいろいろな発行者側の知恵によりまして、いろいろと変化、流動するものであろうと思われますので、今後とも、十分、ただいまの御趣旨を体しまして検討、努力をしてみたいと思います。

○森勝治君 郵政省にお伺いをしたいのですが、昭和三十五年にこの拡充法が制定されました際に、当通信委員会では、全会一致で、所要資金については、財政資金の増額につとめろという決議を出してあります。しかし、今までの、この資金の調達の実績を見ますと、三十八年から四十七年までの建設投資額の財投額はわずかに3%、この程度であります。当時、決議にうたつておりまますように、財投資金の確保につとめ、さらにこれが事業に投入されているならば、積滞解消というものは、すでにもう実現をしている。したがって、この拡充法の必要は、今後十年間なかつたであらう、こう私は推測をするのです。したがつて、資金調達の実績を示していただきたい。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 資金調達の実績の具体的な数字につきましては、後刻、政府委員から説明をいたさせますが、私からは、財投の問題が出ましたから、根本的な考え方について申し上げたいと思うんでございます。

さに暫定措置と申しますか、期限法でありますわ
けでござりますから、なるべく早くやめることが
妥当だと、私も考えておりますわけでござります。
しかし、先刻来お答え申し上げておりますように、
現状におきましては、この加入者債券というの
建設資金の三割も占めておりますわけでございま
す。しかも、その建設資金そのものが、当分は、
きわめて多額を必要とするというような状態でござ
いますので、他の財源をもつていたしましては、
どうしても、かえがたいという実情にありますわ
けでございます。

そういうような実情でございしますから、した
がって、いま御指摘のように、財投資金、これを
確保するということは、私どもの努力の方向でな
くちやならぬわけでござりますけれども、幸いに、
昭和四十七年度は、前年度に比べますと、百億、
十割ふえまして、二百億になつておりますけれども、
も、この金額も必ずしも全体の建設資金におきま
しては、大きな比率ではないわけでございまして、
まことにお恥ずかしく思つておるわけでございま
すが、まあ財投の資金にいたしましても、おのず
から限度がござりますし、また、他の社会資本、
投資金のうちにおきましては、そういう面が非常
に貧弱でありますので、そういう方面への使用と
いうようなことも必要でありますので、全体の財
産いに、日本におきましては、そういう面が非常
に貧弱でありますので、そういう方面への使用と
しては、毎予算編成のつど、努力はいたしております
ますわけでござりますけれども、思うようになま
らないわけでござりますけれども、思つておら
ないわけでございまして、現在のような実情にな
つておりますわけでござります、

幸いに、今回は、新たに建設資金の多様化とい
う見地から、電電公社は成長産業といたしまして、
かなり強固な基盤を持っておるということで、事
業債の割り当てももらうことになったわけでござ
いますから、先刻から森委員御指摘のように、將
來は、政府保証のない公募債、いわゆる事業債、
この事業債の確保に、かなり大きな重点を置いておりま
す。しかし、先刻から森委員御指摘のように、將
來としてまいらなくちやならぬと思っております
努力をしてまいらなくちやならぬと思つております、

けれども、ただいまお話しのよう、財投がまた、きわめて貴重な原資でありますことは、当然でありますので、私どもいたしましては、この財投資金の確保ということについては、今後も十分努力してまいりたいと思います。

わずかではござりますけれども、本年度は、昨年度に比べますと、倍額になつたということだけは御承知おき願いたいと思います。金額から申しますと、きわめて少ないわけでございますけれども、そういうような方向で、将来努力を重ねていくことがきわめて必要であるということは御指摘のとおりであると思ひますので、さよう考えておるわけでござります。

○森勝治君　過去、一番多いときでも、四十一年に三百三十六億、少ないときは四十四年で百億。しかもその内容を見ますと、財政投融資という本来の性格のものは皆無にひとしい。したがつて、政府は、ほとんど責任を持つてこなかつたと、こう言えるわけです。財投の期待額は、四十六年から五十二年にかけて、先ほどの説明で、一兆三千百十億円、五十三年から五十七年まで二兆一千億円、こういう説明がされたように聞いていますが、これらの中身も、いま大臣は、事業債をふやす方向だとはおっしゃっておりますが、依然として従来の方針を踏襲されるのか、それとも、いま、いみじくもおっしゃった事業債等を一部拡大をして、国民の期待にこたえていこうとされるのか、この点お伺いをしておきたい。

○國務大臣（廣瀬正義君）　事業債については、将来希望を持つべきだと思うんでございまして、本年度の予算におきましても、先刻から御説明申し上げておりますように、一応、予算の面におきましては、二百八十億というように考えておりますけれども、さらに大蔵省と発行金額、あるいは条件等を十分折衝いたしまして、三百億か四百億は事業債で確保したい、こういう努力をいたしたいと思っておるわけでございますが、なお、財投につきましては、先刻申し上げましたとおり、確得の努力の目標といたしまして、将来とも大いにつ

○森勝治君 従来もそうであったが、将来も政府が責任を持たないような気がしてならぬわけです。まことに、大臣に失敬であります。そこで、失敬のついでに、もう少し失敬な質問をするわけですが、一体、この責任を持つか、持たないかといふ問題を、どう考えておられるのか。責任ある政府としては、責任のあるあり方が、しかるべきだと思うわけであります。したがつて、それならば、責任を持つといふならば、具体的な方針はいかにあるべきか、この点についてお伺いをしておきます。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 財政につきましては、先刻申し上げましたように、国全体の計画といったしまして、社会資本等にも投入するという面もござりますので、全体の調和をはからなくちゃならないというようなことも、政府といたしましては、一応の考え方であります。しかし、中々にありまして、電電公社の事業の拡充整備につきましては、当然、私は必要と思想しますので、つとめで多額に努力するということを目標として進まなくちやならない、こういうように考えておるわけでございます。

○森勝治君 はい、わかりました。その点は、将来は、運用資金の投入も考えておるというふうに理解していいですね。

○政府委員(柏木輝彦君) ただいま、資金運用部の資金を、総合した政府全体の財投におきましての電信電話事業に対し、どういうような今後の方針をもつて、郵政大臣は臨まれるかという御質問でございますが、やはり、特に、この電信電話では、最近は、社会環境あるいは公害等の問題も含めました新しい資金の需要部分も相当ふえてくるわけでございます。また、収益的な事業面につきましても、電信電話のほうは、たいへん経営の

実績もよろしいわけでございますが、お隣の国鉄といふようなことになりますと、かなりこういう点についての苦しい面もございまして、そういう優先的に資金運用部資金をつぎ込むというようなことは、かなりむずかしいものではないかと、つぶうに、一応、事務当局として考えた次第でございます。

○森勝治君 政府委員さん、困るなあ。郵政省がそんなかなりむずかしいと考えておるなんというの。むずかしくても、がんばるというお答えがあるだろうと、期待をして質問をしたわけですから、もう少し、その辺でひとつ——国鉄の例にならってむずかしいとおっしゃったんじゃ、どうも大臣のせっかく前向きの答えが泣きますから、もう少し角度を変えたお答えをしていただけませんか。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 事務当局は、固い御答弁を申し上げざるを得なかつたと思ひますけれども、全責任者であります郵政大臣の私といたしましては、もちろん御指摘のように、前向きで大いに努力したいという決意は持っておりますから、さよう御承りいただきたいと思います。

○森勝治君 ですから、大臣は運用部資金の導入も考えておる——郵政省としては、柏木さんむずかしいけれども、大臣としてはそういうことも考えておる、こういうことです。その辺をひとつ明らかにしてもらわぬことは。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 財投資金として考えておりますけれども、具体的に運用部資金といふことになりますと、どう申し上げていいやら、あまり深い研究をしてありませんけれども。財投資金として獲得に努力するというように、御理解賜わりたいと願っております。

○森勝治君 大臣は非常にまじめな方でありますから、まじめに私も受けとりました。あなたのお答えどおりだと、何も資金等で、公社が悩む必要はなく、この法案も、大臣が御提案なされて、向こう十カ年、すなわち五十七年を待

たずしても、もうなくしてもよいような気がするわけです。ですから、いまのような資金計画が、高まつた理想のもとに、先ほど總裁も説明されたし、大臣も積極的にお答えいただいたんですから、そういう資金調達に御期待を申し上げ、いつそこの辺で、この拡充法を五十七年などと言わないで、廃止したらどうですか、大臣。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 五十七年度末まではどうしても廃止ができないということを先刻来るお答え申し上げたとおりでございますが、しかし、もともと本質は、期限立法でござりますから、なるべく早く、途中で多様的な原資の確保が、他の方面からできまして、この必要がなくなるといふことであれば、一年でも早く、なくすることがよろしかと思つておりますけれども、現在の見通しでは、昭和五十七年度末までは必要であるべく早く、必要でないような努力はする必要がある、このように考えております。

○森勝治君 拡充法の前身とでも言うんでありますから、負担法改正の審議の際にも、政府が、延長期限内においても、できるだけ負担を軽減するよう措置すると答えておるわけです。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 先ほども、私は触れましたが、一般に言われておられますように、今は、金融事情も非常に緩和してまいりました。これは、一時的現象といふものではなくして、日本経済の基調的変化、私はこのままではありますように理解をしたいと思うのですが、昭和五十八年度以降は全く必要がないといふふうに現在、考えております。

○森勝治君 そこで公社にお伺いしたいのです。が、先ほどの質疑応答の中でも繰り返されましたように、当面どうしてもこれを延長をして、加入費にたよるとするならば、設備料や料金の基本料等は引き上げるようなことはないでしょうかね。

○説明員(米澤滋君) お答えいたします。昭和五十七年度末の時点の御質問だと思いますが、まず電話の設備料につきましては、これは改定することは考えておりません。

次に料金とおっしゃいましたが、これは電報と電話の問題がございます。電報料金につきましては、なわせることになりますから、先ほど

ちょっと私が質問いたしました、加入者の電話以外のものに、加入者から取り上げた金を使うというわけです。ですから、いまのような資金計画が、こうしたことありますから、私はどうもこの点における認証ができないのであります。したがつて、期限内においても、負担の軽減、ひいては引き受け制度の廃止について、前向きの姿勢を示してもらいたいのです、大臣。この点ひとつお答えをいただきたい。

○國務大臣(廣瀬正雄君) これはさつきお答え申し上げましたように、現在の見通しでは、どうしでも昭和五十七年度末まで必要であると言わざるを得ない実情にありますわけでござりますけれども、期限法のことでもござりますから、なるべくその必要がなくなるよう努めはしなければならない、このようになっております。

○森勝治君 大臣のただいまのお答えは、期限立法のたまえから、なるべく廃止をしたい、こうおっしゃるおもむきだと理解をいたしました。しかば、いま御提案の十年がかりに、仮説で申し上げますが、少なくとも、五十七年以降は——いま四八年の三月三十一日で切れるやつを、御提案より十年間延長して、それでその先是、いわゆる五十七年度以降は、再び延長するなどということは全く考えていないという、こういうことがありますね。

○國務大臣(廣瀬正雄君) はつきりお答えを申し上げますが、昭和五十八年度以降は全く必要がないといふふうに現在、考えております。

○森勝治君 そこで公社にお伺いしたいのです。が、先ほどの質疑応答の中でも繰り返されましたように、当面どうしてもこれを延長をして、加入費にたよるとするならば、設備料や料金の基本料等は引き上げるようなことはないでしょうかね。

○説明員(米澤滋君) お答えいたします。

昭和五十七年度末の時点の御質問だと思いますが、まず電話の設備料につきましては、これは改定することは考えておりません。

次に料金とおっしゃいましたが、これは電報と電話の問題がございます。電報料金につきましては、なわせることになりますから、先ほど

は、今年の三月一日にこれを実施する運びになりました。これはまあ料金引き上げだけが問題ではあります。これまで、電報事業の近代化というのを目標でございます。これは、今回の料金改定、あるいは組合とも話し合つております近代化といふことを実施いたしました場合に、本年からまいりまして五十二年までの六カ年間に、それでもなお累積赤字が、電報関係で六千億と予想されております。五千億減らすということでありまして、三百億円が大体增收によって、それから七百億円が、この六年間に経費節減といふようなことをつけてやるわけであります。したがつて、私は、この電報の問題については、これは七カ年計画の後になるだらうと思つますけれども、この近代化の場合について、さらにもう一步いすれば考えなければならないのじやないか、いまのところ具体的な問題が、この市内、市外の料金の調整をするとのほかに、同時に市内、市外の料金の調整をする、市内の度数料七円を十円にするかわりに、遠距離市外を下げるという問題があつたのであります。これが、これは政府の御方針に従いまして、公社もその方針に従いまして、今回——今回と申しますが、昨年の時点におきまして、これは見送ったのではありませんが、この問題はいずれ、ある時点、七年計画のあるは終わりごろになるかもしませんが、この市内、市外の料金調整問題といふことは、まだきめてないのでござります。それから、もう一つは、これは、政府で、経済社会発展計画のいろいろ見通し等をお考えになつておられます。最近の公害問題等含めて過疎、過密の問題が、いろいろ将来取り上げられるような

時期がきた場合には、公社として、この電話料の問題は、やはり検討課題になるのではないかと思ひます。これは、政府のいろいろな、そういう国土開発計画なり、経済社会発展計画の内容を伺つた上で検討したい、こういうふうに考えておりま

○森勝治君 郵政大臣にお伺いしたいのであります
ですが、電話の料金についてであります。市内と
市外の調整をするということ、その点については
私どもは否定をいたしません。ただ、その際少な
くとも一般国民に負担がよけいにかかる、いわゆ

る負担が増大するような、たとえば数学科の引き上げ等は、私どもは、そういう際でも行なうべきではないと考えるのであります。大臣は、この点どうなされようとされますか。

七円を十円にするという問題になるのじやないかと思つておりますが、これは、将来の問題でござりますが、ただいま審査委員の御指摘のような趣旨は、十分考えなくちやならないと思ひますのでひとつ慎重にその際、検討してみたいと、こういうふうに思つております。

それでは、角度を変えて、電話の建設コストについてお伺いをします。急のためにお伺いするのであります。が、電話架設にあたって、一加入当たりの建設コストは、大都市と地方都市とも同じなのかどうか。私ども一般から見まするならば、常識的に考えて、大都市のはうが、よけい費用がかかるような気がするのですが、その点ひとつお聞かせを願いたい。

○説明員（三宅正男君） お答え申し上げます。

大都市は加入者が非常にたくさんございます。したがいまして、小都市の加入者の少ないところに比べまして、その相互間の接続をいたしますために必要な装置、こういったようなものには、非常に今後かかるということになります。ただ、反面中小都市へ参りますと、加入者の密度が低いというふとのために、局外の設備、具体的に申しますと、

線路設備でございますが、これが、加入者の密度

線路設備でございますが、これが、加入者の密度が低いために、効率的な使用ができない、こういう点から、局外設備に相当な費用をかけております。したがいまして、総合的に申し上げますと、大都市、中都市、小都市におきまして、建設のコストというものは、ほとんど差がない、こういうふうになつております。

か、私はその点、合点がいかない。たとえば、十数億をかけて大ビルを建設してつくらなければならぬような地域と、可搬型トレーラーでできる場合があるわけですが、それでも建設コストは同じなのです。

○説明員(三宅正男君) 確かに交換機の面をこらへんになりますと、大都市に非常に大きなビルを建てて、その中に複雑な交換機を入れて、地方では、場合によりますと、可搬型の交換機で済むというようなことになりますから、局舎の費用あるいは

交換機の費用と、どうやうなものは、だいぶ、大都市のほうが一加入者当たりに計算をいたしますと、高くなります。大体、倍以上というふうにお考えになつていただいてけつこうだと思いますが、ただ、局外の線路の費用につきましては、太く、二三回り、三五回り、これで、二百四十

都市は、比較的密度が高いために、加入者の線路の長さというようなものも、短くて済みます。また、何千対というケーブルをしきません。これを、たくさんの加入者で共用して、使つていくというようなこともできます。小都市へまいりますと、非常に少対のケーブルをたくさん引く

きまして、しかも一加入当たりの線路の長さといふものは、むしろ小都市のはうが長い、したがいまして、線路の費用で計算をしてみますと、むしろ小都市、あるいはさらに農村地帯のはうが、太

都市の二倍ないし三倍といったような費用をかけております。そういう点を総合いたしますと、ほとんど差がない、数%程度小さいところのほうが、安いのじゃないかというふうに私どもは考えではおりますけれども、ほとんど差がないということをお考えになつていただきたいと、こういうふうにお考えになつていただきたいと、こうい

ふうに考えております

○森勝治君 これからは建設資金はそんなにかかるのじゃないですか。たとえば、五十三年以降は中小都市でしよう、地方に移るわけでしょう。だから、地方の建設ですから、いま言つたように、一加入当たり大都会は、地方の倍がかると言われるのがなくなるわけですから、建設コストがずっと下がつていい、こういうように理解していいのとやないですか。

○説明員(三宅正男君) 先ほども申し上げました
ところに、交換機関係局舎及び交換機の関連について
は確かに安くなってまいります。しかし、線路の
関係、局から加入者まで引っぱります線路の関係
につきましては、二倍ないし三倍の金がかかると

いうようなことになってしまいますので、今後加入者増設の重点が地方都市へ移つてしまいましても、大体建設のコストとしては同じだというふうに考えておきます。

わたしのでしょ。今日の午後も和月がわが社に来ていますからね、当然安くなつてしかるべきだと思うのです。線路技術も、技術の向上があるから当然効率的な運用をするのならば、建設資金が安くなる、コストは自然と全般的に下がってくる、これは当然じゃないですか。

るということにございませんが、これまで二〇一〇年三〇%購入量がふえたわけでございます。最近は、それほどバーセンテージではございませんで、が、しかし、少なくとも値上がりは、そういったようなものについてはいたしております。しかし一方、工事にかけます実際の人件費、いわゆる

工費の中で占めます人件費等は相当上昇してきております。そういうふたような関連から、むしろ全体的には、建設のコストは上昇ぎみであるといふ

ふうになつてはおりますけれども、そういうふた處

ふうになつてはおりませんけれども、そういうたまきを私ども新しい技術の採用あるいは設計の合理化、こういったようなことの努力を重ねまして、節減を重ねているわけでござります。ときどき、ここで総裁が申し上げておりますように、第一次五ヵ年計画当時の技術を使いますと、第四次の五ヵ年計画におきましては、現在私どもがかけました金よりも、さらに七千億程度よけい要つたのではないかというふうに考えておりますが、そちらといったような技術のレベルが高くなるということによる節減を十分はかつてまいりまして、大体、

建設コストは第二次五カ年計画以降ほぼ横ばいであります。あるというふうに現在なっております。

で、すぐでてもらえること、これが非常にあります。しかし、拡充計画等を見ますと、膨大な計画がこれから出てまいります。そして、膨大な計画がこれから出てまいります。そうなりますと、当然そこに働く労働者がこれに携わることになります。現在でも、そうであります。が、これから、これらの膨大な事業が出てまいります。

要員措置が適切でないわけがありますから、至るところで労働強化が目立つてまいります。特に、困るのは、現場の労働者が、計画が大き過ぎて困るという悲鳴を上げているのが現状であります。

国民は、そういうことは知りませんから、早く
つけるつけると言つて、片やせき立てます。この
忙しい実態というものを、労働者側から言わせる
ならば、実態に即応した配置のしかたをしてくれば
ない。国民の期待にこたえようと職員は一生懸命
がんばつてゐるけれども、なかなか――労働者が

生産の第一線に率先して立つのには、すべての占
について、欠けるところがあるという不満を、私
のほうに漏らしております。ですから、そういう
ことでは、遠大な計画、膨大な資料をもとにして
国民の期待にこたえようとする電電公社でありま

条件の新事態に対応、即応する、もちろんの問題につきましても、業界というよりも、この情報化産業の先端をいく電電公社でありますから、先進的な立場で、いわゆる名実とも輝く、この電電産業としての風格を持ついただきたい。風格を持つということは、実態も、これに伴うということがあります。

したがつて、この点について展望と申しましょ
うか、将来の計画と申しましょうか、労使間はいかにあるべきか、労働条件の改善はいかにすべきか、国民の期待にこたえるためには、いかにあるべきか、こういう問題についてお答えをいただきたい。

○説明員(米澤益君) ただいま御質問にありまし
たように、この七ヵ年計画そのものにおきまして
も、膨大な建設をするわけでありまして、これを
実際に当たるにあたりましては、もちろん経営上
の問題もございますが、實際、公社の中で働く職
員の理解と協力、これは当然前提になつてくるわ
けであります。電電公社といったしましての労使関
係は、いろいろ過去において曲折を経まして、私
は、必ずしもたんたんとして、今日の状態にきた
とは思いません。しかし、特に昭和四十一年以来、
労使近代化路線といふものがしかれまして、現在
それについて組合は組合なりの努力をし、また、
公社は公社なりの努力をして今日に至つてゐるわ
けであります。この中で、たとえば賃金問題とか、
あるいはまた、労働条件等いろいろござります。

先ほどお話をありましたように、職場で働く人が、
ほんとうに一生懸命に働くようだ、やはり環境
をつくるということは、もちろん一番大事なこと
に当たると思います。また、賃金等につきまして
は、たとえば当事者能力の拡大で、調停段階にお
いて、実際ベースアップ等の実質的結着をつける
というようなことにおきましても、私は、まあ公
社も、相当努力をしてきて、今日の時点に至つて
いるのではないかと思います。労働条件のいろいろ
個々の問題等につきましては、先ほど職員局長
が答えましたように、これからも、いろいろある

等の前におきましては、いろいろ協議をしたり、あるいは労働条件で話合つたりするという、そういうルールでやつておるわけでありまして、今後とも、労働組合に対しましては、よく事前に中身を説明し、あるいは計画協議をするとか、あるいは労働条件についても、十分話し合つて進めていきたいというふうに考えております。
なお、こまかいことは職員局長から説明させます。

○説明員(玉野義雄君) 先ほど申し上げましたように、労働条件等につきましては、かなり計画が具体的になつてしませんと詰めがたい点もござりますので、それのきめ方のルールといいますか、これを從来きめておるわけでございますが、そういう関連で、そういうルールにのつとりまして、現在労働組合と話ををしておるわけでござりますが、九月に、第五次五ヵ年計画ができ上がつてきました、そのでき上がつた段階で、中身を説明しながら、労働条件等についても、従来のルールに従つて中身を打ち合わせていこう、こういうふうに組合と現在のところ話し合つております。

○森勝治君 私は、かつてこの委員会で指摘したこともありますが、電通の職場の職員の健康等に関する問題を若干触れてみたいと思うのであります。が、かつて電通公社の職員の中で、一番病気の率の多いのは、肺病という名で呼ばれた病気でございました。かつて職業病とまで言われたものでした。ところが昨今はどうでしょうか。精神病が一番多くなつたと統計に出てまいりました。これは残念なことでございますが、歎たる事実でありますからいたし方ありません。私は、ここに、この電電公社に働く人々の、何と申しましようか、立場がわかるような気がするんです。置かれている職場環境、その作業の問題等、他の職場で、うかがい知る由もない問題がたくさん派生しておると私は思うのです。

したがつて、労働条件の是正にあたりましても、こうした特殊的な職場環境というものを十分に考

慮に入れて、かかる後に、待遇は正や、そうした条件の改善向上等をはかつていかなければならぬと思うのです。政府は、おしなべて他の官庁とのつり合い等をよく言うことが多いのでありますけれども、大臣、電通はあなたもかつての職場の先輩でありますから、おわかりのよう、そういう職場であります。この職場で、いささかも健康をそこねることなく、時代の先端の事業を守り通していくためには、何といつても、職場環境を明朗にするとともに、職員全員が健康であることあります。したがって、そういう問題についても、十分留意をしていただきなきやなりません。大臣から、これは郵政のほうも、そうでありますけれども、電通のそういう電話関係に携わる職員の健康等についても、条件をよくする、いわゆる条件をよくするというのは、そういう病気にからなりよう手厚い配慮が必要でありますから、この点についての考え方を、大臣からお聞かせ願いたいと思います。

問題についても、皆さん先史後育知であります。うけれども、かつて私も、当委員会でも指摘したしましたように、全通の金沢大会以来、特に、労使の紛争というわだかまりといふものが、日々を追つてはげしく深刻に、広範に——残念であります。われは、当局に要求をし、勧告をしてきたところであります。

いま、ようやくそのきさしが見えてきたとはいながらも、いま指摘しましたように、依然として不信感がぬぐい切れません。これを一举にやろうとしても、無理でありますけれども、相互関係の改善をはかるということは、いわゆる組合側が言つてこないから、何もやらぬということは、いわば大臣とこの従業員は、親子の関係でありますから、親は親たる立場で、やはり向こうが黙つておつても、この職場改善のために、大臣が率先をされて——いままでも先頭切つて御努力をされておりますけれども、まだまだ改善の余地の、具体的な効果があらわれてしまひません。ですから、この際において、この時期をおいて改善をする、労使間の相互信頼のもしびを相互の胸に燃やすことは、この機会をおいてなからうと思いますから、ぜひとも、ひとつかねての懸案の問題等もろとも、時間がございませんから、具体的な特徵的な問題について触ることは避けますけれども、たくさんお約束願いました点については、十分お考えの上、組合側とも十分相談をしてひとつ労使慣行を守るとともに、ひとつよき労使のあり方というものについて——いままでは模索ございましたが、模索でございましたが、模索などといふことはやめていただいて、両方とも携えて事業の推進のために御努力願えるよう、この際大臣の勇断を期待するものであります。

十二月十四日、確認事項というのをとりきめたわけですが、この事項については、たまたま通達あるいは会合の機会をもって、末端まで浸透するように努力を続けておりますわざいます。私が、私は、ただいま森先生から御指摘のように、そういうことに基づきまして、郵政省の使用関係も漸次改善の方向に向いつつあるというようになりますが、まだ改めなくちやならない、よくしなければならない余地がいろいろ残されておるようになります。幸いに、事業を愛する郵政省に関係のあります先輩各位が、ほんとうに真剣にたいへん御心配くださいまして、いろいろ具体的に御指摘を賜わっておりますわざいまして、要は、私どもと労働者の間を信頼感をもつて対処する、誠意をもつて相まみえるということが、基調であるということを確信しておりますわざいまして、たびたび申されますように、明朗な職場、そして楽しく仕事のできる職場、こういうものを目ざしつつ、今後さらにさらに努力を続けてまいりたい。

どういうことに特に重点的に配慮しなければならぬかということについては、先日来いろいろ御教示を賜わっておりますわざいまますから、そういう方向に向って、さらに私が全責任者でございますから、私を先頭といたしまして、労使間いささかのわだかまりのないような、ほがらかな職場にするように努力してまいりたい、このようになります。

○森勝治君 それでは、電話加入権の質法についてお伺いをすることにいたします。

電話加入権の財産的な価値というものは、電話

の需給バランスがとれるまでだ、こんなことがさ

やかれてまいりましたが、今日、設備料がもう五

万円、こういうことになりますと、その価値が半永久的になってしまったような気がするわけです。そこで、電話加入権質の扱いについて、郵政省は今後どうされるおつもりなのか、どうしていくつも

りなのか、この点をお答えをいただきたい。

○政府委員(柏木輝彦君) 御承知のように、この法律が当初できましたのは、昭和三十三年のこと

でございまして、当時は五年間の臨時特例法といふことで生まれてきたものでございます。その後、

昭和三十八年になりまして、すでに当電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律、これ

がスタートしておりますから、この拡充計画が行なわれている期間、その期間中にやはり需給アンバランスの状態が避け得られない。したがいまして、この質権法につきましても、同じく四十七年度末までの延長を、拡充法と同じ期間に合わせまして再延長されたという経緯があるわ

けでございまして、やはりこの考え方の基調となりますのは、需給不均衡という事情を背景としまして、歴史的な電話の財産権的な価値が認められ

ているということであつたわけでございます。この状態は昭和五十七年度末までは、一応継続する

というたてまで、今回の改正法案の提案という

ことになったわけでございますが、たまたま御指摘のよう、確かに、その間に設備料の二度にわたりた引き上げということもございまして、その設

備料の料金相当部分については、相当恒久的なことになつたわけでございますが、たまたま御指摘とは言い得ないわけじゃないと思ります。

したがいまして、今後、この法律が幸いにして御承認になりました、五十七年度末の時点において、質権法を、一体その後どうするかという問題

が、その時点において新しく出るかと思思います。その点につきましては、もちろん電話の加入の需給の問題もざることながら、その質権の基礎となる

ります、一つの加入権自体の財産価値といふようにも新しく見直す必要があると思います。ま

た、さらに、そもそも、この電話加入権質といふものが生まれた背景には、やはり庶民金融、あるいは中小企業金融といふものについての環境整備が十分でなかつたという背景もあるわけでございまして、それらの中小企業と、あるいは庶民金融等の制度がその時点において、どのような状態に

なつてゐるかといふことも一つの要素になると思

います。それらの要素を総合判断いたしまして、この法律が、期限が満了いたしました際には、あらためて電話加入権の取り扱いについて、さら

に再検討がされるべきであるというふうに考えておられます。

○森勝治君 質権設定の目的をお伺いしたいので

す。この提案理由の参考資料、説明の、改正理由の中に「加入電話加入申込みをした者が加入電話の設置に要する費用に充てる資金の調達等に資するため電話加入権に質権を設定することができる」と云々とありますが、このとおりでしようかど

うか、お伺いをしたい。

○政府委員(柏木輝彦君) 加入電話の質権は、す

ぐに加入権が発生しているものだけを対象とせず、新しく新規の架設申込み者について、公社が、架設を承諾した。その時点におきましても、

設定されることができるような仕組みになつてお

ります。たまたま御指摘のような点は、拡充法の施行の際に、新規申込み者について新しい融

資制度を、電話の質権を担保とする道を開いたは

うがいいだろうという議論が出まして、その結果、その旨の附帯決議もなされている次第でございま

す。その効果いたしましては、現在まで相当数の融資を受けられた方がございまして、この目的は、相当効果を發揮しているというふうに考えております。

○森勝治君 効果の点は、いずれといたしまして、その表現を用いるということは、拡充法によつて、加入希望者に債券を引き受けさせるために、債券が高額ですから、そのため、私が、いま、こういふのですかと聞いた文章が生まれてきたわけですね。拡充法がなければ、これは要らないわけですね。

○政府委員(柏木輝彦君) 先ほど御説明申し上げましたように、拡充法施行以前すでに昭和三十三年に、この質権に関する臨時特例法ができたわけ

た別に、やはり中小企業その他につきましての從

来行なわれた、事実上行なわれた質権といふものが、当時の公衆電気通信法の規定と抵触するような形でしばしば行なわれて、これを何とか合理化し、また、融資制度を補う必要もあ

るという観点から制定されたように理解しております。しかし、その拡充法の制定に伴いまして、新たに多額の資金を加入者が設置に際して必要に

なるという事情が新しく生じましたので、その点を勘案いたしまして、そのようなものに対する新しい融資の制度も、この際、質権によつて、あわせて考慮したほうがいいだろうという趣旨で、いま御指摘のような表現になつていると理解してお

ります。

○森勝治君 ですから、拡充法によって債券を引き受けが必要がなくなれば、いわば拡充法が撤廃されれば、いま私がこのとおりですかと聞いた点は、「加入申込をした者が加入電話の設置に要する費用に充てる資金の調達」云々といふことはなくなります。たまたま御指摘のような点は、拡充法の施行の際に、新規申込み者について新しい融資制度を、電話の質権を担保とする道を開いたはうがいいだろうという議論が出来まして、その結果、その旨の附帯決議もなされている次第でございま

す。その効果いたしましては、現在まで相当数の融資を受けられた方がございまして、この目的は、相当効果を發揮しているというふうに考えております。

○森勝治君 その点につきましては、もちろん電話の加入権質といふものについての環境整備が十分でなかつたという背景もあるわけでございまして、それらの中小企業と、あるいは庶民金融等の制度がその時点において、どのような状態に

た方の説明の一節を読み上げた内容については、三十八条で禁止されているが、拡充法を受けて、これから加入しようという方々まで、質権設定のワクを拡大したものだと、こういふ理解でよろしいのですね。

○政府委員(柏木輝彦君) そのような御理解で

けつこうと存します。

○森勝治君 そういたしますと、これは拡充法といふものを存続したから、一般加入者が質に、加入しようとする加入権を質に入れなければ電話がつかぬようになつてしまつた。国民の側からいえれば、めんどくさい、十万も十五万も金かかるか

ら負担が過重になつてきたという証明の裏づけで

すね。逆説ではそういうことになりますね。

○政府委員(柏木輝彦君) 一応そのような理解も成り立つかと存じます。

○森勝治君 この加入時期における質権の設定と、いうのは、資金調達が苦しいだろうということでありますけれども、その点はどうですか。これが所有権というならば、いさらず、占有権であります。占有権についてそこまで拡大するといふその根拠は何でしようか。

○政府委員(柏木輝彦君) 御質問の趣旨が十分理解しかねる点もございますが、一応お答えいたしまして、要するに所有権であれ、この電話加入権のような一種の債権でありますものにつきましても、それを担保として融資をするという制度がひかれますならば、それによりまして実際に新しい加入者の融資の道が開かれるということになるかと存じます。

○森勝治君 実在する電話の占有権について質入れするということはわかります、実在する。これは架空ですね、架空。実在しませんからね、まだね。そうでしょう。これから電話、五八一の一〇〇番なら、一〇〇番をつけてもらおうじゃないかと、一方的に、加入者が希望を表明するわけですから、そうですね。しかも、今度は、電電公社はだ、片や、それじゃ一〇〇番につけてあげましょと、こう言つてあげるんでしよう。顯在ではないでしよう。潜在でしよう。この潜在の物件に対し、金融機関が、かりに、その架空の占有権を認めて、本人にかわって金を払い込んでやるか、本人に金を貸し付けるわけでしよう。所有權ならありますね。土地取得の場合に、金がありませんから、五八一の一〇〇番というのを、私が持つてたとするならば、加入権という占有権が発生いたします。ですから、これは、三十八条に禁止規定がありますけれども、質権法によつてそれはできますよ。しかし、あなたが、いみじくも

いまおっしゃったことは、架空なんですよ。実在しないんですよ。まだね。何にもないんですよ。占有権がないんですよ。どうでしよう。私はどう思っていますよ。占有権がないものに拡充法で裏づけをして、拡大解釈をし、占有権がないものに占有権があるもののごとく見せて、それで資金を貸しますと、出しますということでしょう。貸し出させる法律を、

うんですよ。占有権がないものに拡充法で裏づけをして、拡大解釈をし、占有権がないものに占有権があるものごとく見せて、それで資金を貸しますと、出しますということでしょう。貸し出させる法律を、

○政府委員(柏木輝彦君) 御承知のように、電話加入権は、申し込みに対しまして、公社が、これを承諾すれば、加入権が生ずる。つまり、その承諾によりまして、電話の架設を受け、設置を受け、それがによって、一種の債券が生ずるわけでござります。電話の加入権は、まさにその債券に対する担保制度でございます。したがいまして、これ

は現実に、電話局において架設申し込みを承諾しと、直ちに債券が加入者の地位を得るわけでござりますので、銀行はこの当然発生する加入者の権利を担保とすることを条件といたしまして、加入者が引き受けべき債券額相当額を貸し出すと

○森勝治君 あなたはいまおっしゃいましたね、予約という表現を用いたでしよう。予約というのは、実体がないんでしょう、架空でしょう。架空なら架空というふうに、明快にお答えなさいよ。あなたいま予約なんで逃げておるが、架空でしょ

う、かりに認めるんですから。そうでしよう。

○政府委員(柏木輝彦君) 融資を受ける時点において、まだ電話加入権が成立していないというこ

とであれば、それは、おっしゃいますように、まだ架空でござります。しかし、融資を受けた金を支払うことによりまして加入権発生するところが、すでに既定の事実となっておりますならば、直ちに発生する加入権を質に入れるということを条件といたしまして、あらかじめ事前に金を貸すといふことは、事務的には十分可能な方法であると考えます。

○森勝治君 可能であろうとなからうと、それを聞いているんじゃないですか。いいですか、金を借りなければ実体が伴つてないでしようと申し上げている。だから、まだ架空の段階じゃないか。架空のものについて質権を設定することを認めるんですかと申し上げているんです。

○政府委員(柏木輝彦君) ただいた御指摘のように、公社がこれを承諾いたしまして、加入権が発生した以後において、それが質権の対象になるわけでございます。

○森勝治君 いいですか、柏木さん、公社が認めたかも加入権が発生したかのごとく言つて、が、そんなことできやしないんじやありませんか。

○政府委員(柏木輝彦君) 御指摘のように、公社が申し込みを承諾することによって加入権が発生するわけでございます。したがいまして、この契約の発生のために債券を引き受けることが条件になつておりますので、事前に、つまり契約の発生前に、銀行から融資を受けて、これに対して債券額を公社に払い込むということになるわけでございますが、その際の電話加入権に対しまして、銀行から金を借りたときに質権が発生するのじゃございませんで、公社が電話加入を引き受けまして加入権が成立した時点において、これに對して質権が設定されるという筋道になるわけでございます。

○森勝治君 そういたしますと、具体的に聞きま

すよ。五八一の一〇〇番あなたのところに引けども、公社に対しまして申し込みが承諾された時点において加入権は発生する。したがいまして、その加入権に基づきまして設置も請求し得るということになるわけでございます。

○森勝治君 いいですか、払い込みが完了しなくても加入権、占有権は認められるんですね。

○政府委員(柏木輝彦君) その加入権の発生につきましては、債券相当額を払い込むことが条件になつておるわけでございます。

○森勝治君 だって君はそう言つたじゃないか。

五八一の一〇〇番をあなたのうちにつけてあげますよと言つておいでござります。

○政府委員(柏木輝彦君) まだ加入権の発生にはならないんです。

○森勝治君 いいですか、柏木さん、公社が認めたつて、それは五八一の一〇〇番、あなたのうちにつけてあげますよと言つておいでござります。

○森勝治君 まだ加入権は発生しないんですよ。銀行から金を借りて納めなければ、名実とも金を払い込まなければ——銀行が森に金を借りて、森が公社に払い込んで初めて加入権、すなわち占有権が発生するんでしよう。私がそうじやな

いかと言つてはいるのに、あなたはそうじやないと
言う。五八一の一〇〇〇番というのを公社がつけ
てやると認めたたら、加入権が発生すると言うから、
私は、いつまでも、くどく質問しているのですよ。
たまりかねて、公社が答弁に立とうとするか
ら……。公社に質問しているのじゃなく、あなた
に質問しているのですから、明快に、監督官庁の
あなたが明快に答弁してくれなければ、お互に
問題があります。

○政府委員(柏木輝彦君) 説明が少し不十分で
あつたかと思いますが、加入権の発生のためには、
債券相当額を公社に払い込むことが必要でござい
ます。したがいまして、公社が金を受領したあと
におきまして契約を承諾するということになるか
と存ります。

○森勝治君 くどいようであります、五八一の
一〇〇〇番、あなたのところへつけて上ります、
ありがとうございます。ささいました、と言つて、銀行から金
を借りてきて、電話局の窓口に払い込んだ瞬間に
加入権が発生する、こういうことがあります……。
それまだ言いたいことがあります、時間がな
くなつちやいましたから、次の問題に移ります。

公社にお伺いしたいのですが、この最近

の質権の設定の取り扱い状況をお聞かせ願いた
い。

○説明員(遠藤正介君) お手元の参考資料には、
昭和四十五年度までの件数しか出ておりませんけ
れども、最近四十六年度の数字がまとまりました
ので、その数字で御説明をいたします。

四十六年度におきましては、設定件数が二十二
万八千七百四十九件でございまして、年度末現在
の設定件数総数は四十六万五千百十九件でござい
ます。したがいまして、お手元の四十五年度の數
字と比較をしていただきますと、設定件数も、そ
れから累積の設定件数も、この数年非常にふえて
おる。こうしたことになろうかと思ひます。また、
この変更件数は、四十六年度は一万四百四十件、
移転件数が千百五十八件でございまして、この件
数につきましては、ここ数年間漸減の傾向にござ

ります。それから、一番最後の質権実行件数は、
四十六年度は九千五百七十八件でございまして、
これは設定件数に比例いたしまして、ふえている
わけでございます。大体大ざっぱな状況はそういう
ところでございます。

○森勝治君 質権の実行後、いわゆる質流れする
みに流れるとというのが相当多いと聞くのであります
が、その辺の把握はどうですか。

○説明員(遠藤正介君) 質権の実行件数につきま
しては、御存じのように、これは非常に数が多くつ
たころには、そういうわざも、いまから十年ほど
前には、だいぶ聞きましたわけでございますけ
れども、いま申し上げましたように、実行件数も
だんだん減少いたしまりまして、相対的に減
少いたしております。そこでいま申し上げました
ような、昔聞きましたような、悪質な方法でもつ
て加入者が迷惑をしておるというようなケース
は、実は私どもの耳には、あまり入ってきており
ません。

○森勝治君 いまの電話局のやり方は、加入権繼
承の届けで、双方で判こ、いわゆる捺印したも
のだと、直ちに受けつけて、それを処理しますが、
すけれども、この加入権譲渡の、いわゆる権利が
移ったという確認の審査と申しましょかね。そ
ういうのは、いまのところ、公社は、いまのやり
方でよろしいと思いますか。

○説明員(遠藤正介君) いま先生の御指摘の件
は、いわゆる移転件数、移転という部類に入るの
かと思いまして、特に例の法定代位のようなケー
スが非常に多いと思うのでございますが、この点
につきましては、実は電電公社の電話取り扱い局
の窓口では、債権者と債務者との関係と申します
よりは、加入者保護という立場から、片方で事務

の煩瑣になりませんように、また、そのためには非
常に実査をするというような、何と申しますか、
煩瑣な事務にならない程度におきまして、加入者
保護ができるように、そういうことで、たとえば
いまのケースの場合でも、印鑑証明をとりまして、
移転の実績などは、確かめた上で机上処理をいた
しておりますが、現在の段階では、これでよろし
いのではなかろうかと、こういうふうに思つて
おります。

○森勝治君 この質権と申すものは、中小関係、
中小企業者にとってはいわゆるそれらの金、つま
り難関の打開のときには、比較的効果があるよう
でありますけれども、現行法を運用する場合に問
題点が全然ないのか、その点をお伺いしたいので
す。たとえば第二条において「(質権者の範囲)」
といふものを制限していますが、この場合、「債権
者に代位する者については、この限りでない」と、
こう明記されていますが、しかば電話業者はこ
の代位するものに含まれているのかいないのか、
こういう点もお伺いしたい。

○説明員(遠藤正介君) この二条によりまして
は、実は私どもの耳には、あまり入ってきており
ません。

○森勝治君 いまの電話局のやり方は、加入権繼
承の届けで、双方で判こ、いわゆる捺印したも
のだと、直ちに受けつけて、それを処理しますが、
すけれども、この加入権譲渡の、いわゆる権利が
移ったという確認の審査と申しましょかね。そ
ういうのは、いまのところ、公社は、いまのやり
方でよろしいと思いますか。

○説明員(遠藤正介君) いま先生の御指摘の件
は、いわゆる移転件数、移転という部類に入るの
かと思いまして、特に例の法定代位のようなケー
スが非常に多いと思うのでございますが、この点
につきましては、実は電電公社の電話取り扱い局
の窓口では、債権者と債務者との関係と申します
よりは、加入者保護という立場から、片方で事務

者として正規の手続を踏んで設定されました、事
業協同組合としての電話業者なり、質屋さんなり
の組合が、質権者になりますして、それを実行され
るという場合と、いま先生のおっしゃいましたよ
うに、その方々が質権者となつて、たとえば保証
人となりまして法定代位をする、質権者となると
いう場合と二つあるかと思いますが、このあと
のほうの、いわゆる法定代位による点が一番問題
だと思います。それですが、先ほど御説明をいたしました
ように、四十六年度において移転総件数が約千件
と、御存じのようだ、これは非常に数が多かつ
たころには、そういうわざも、いまから十年ほ
ど前には、だいぶ聞きましたわけでございますけ
れども、いま申し上げましたように、実行件数も
だんだん減少いたしまりまして、相対的に減
少いたしております。そこでいま申し上げました
ような、昔聞きましたような、悪質な方法でもつ
て加入者が迷惑をしておるというようなケース
は、実は私どもの耳には、あまり入ってきており
ません。

○説明員(遠藤正介君) この二条によりまして
は、実は私どもの耳には、あまり入ってきており
ません。

○森勝治君 この二条によりましては、この場合、「債権
者に代位する者については、この限りでない」と、
こう明記されていますが、しかば電話業者はこ
の代位するものに含まれているのかないのか、
こういう点もお伺いしたい。

○説明員(遠藤正介君) この二条によりまして
は、実は私どもの耳には、あまり入ってきており
ません。

○森勝治君 いまの電話局のやり方は、加入権繼
承の届けで、双方で判こ、いわゆる捺印したも
のだと、直ちに受けつけて、それを処理しますが、
すけれども、この加入権譲渡の、いわゆる権利が
移ったという確認の審査と申しましょかね。そ
ういうのは、いまのところ、公社は、いまのやり
方でよろしいと思いますか。

○説明員(遠藤正介君) いま先生の御指摘の件
は、いわゆる移転件数、移転という部類に入るの
かと思いまして、特に例の法定代位のようなケー
スが非常に多いと思うのでございますが、この点
につきましては、実は電電公社の電話取り扱い局
の窓口では、債権者と債務者との関係と申します
よりは、加入者保護という立場から、片方で事務

それで加入者が持つております加入権を、質権に提供するわけでございますから、そういうケースの場合に、別個の取引業協同組合に加入をしておらない、いわゆるまあそれが悪質であれば、要質かもわかりませんが、電話屋でございますとか、あるいは個人であるという方が、その保証人になると、そうして保証人になつて法定代位をしていくというケースが、昔は多かつたよう伺っております。しかし、いま申しましたように、全体の件数が減つてしまりましたのと、法定代位の手続が煩瑣なこと、法定代位をいたしましたあと実行の手続が煩瑣でございますので、その件数は私どもの調査では最近は少なくなつてきているよう思います。

する件数であるかと、私どもは推定をしておるわけでございます。

險料 船員保険の保険料関係の徵収をやへてゐる
わけでございますが、これにつきまして、四十五
年度の差一甲等船員が一万四千件でございま
す。

納者の電話加入権の差し押さえ処分をしたという間題の説明がありました。年間三十五万件のうち、国税によるものは五万件程度です。他是社会保険庁または地方税関係のものがその大半を占めているという、こういう説明があつたわけあります。

す。その中で電話加入権にかかるものがどうかと
いうのは、これは推計になるわけでござりますが、
これは部分的なところから推計いたしましたと、約
その半分程度ではなかろうかというふうに考えて
おります。

するようにして、電話が力持を一通りかたぐる。すると、
しない、よいな配慮をしてもらいたいと私は思
うのですが、両省の見解はどうでしょ。
○説明員(今野恒雄君) 私どももいたしましては、差し押さえつきましては、慎重を期すこととは
は、差し押さえつきましては、慎重を期すこととは

が、電電公社はその内訳といふものを調査されたものがあるのか、ありましたならばひとつお聞かせを願いたい。

○森勝治君　自治省からも御説明いただきます。
○説明員(山下穂君)　都道府県税の例で申し上げますと、昭和四十五年で前年度からの繰り越し分を除きました滞納件数が、差し押え件数が五十三万四千件でございますが、このうち電話加入権などのくらい占めているかは、私ども調査資料を持ち合わせておりませんので、内容が明確でござい

当然でございます。そういう意味合いから、私どもの保険料のほうは、事業主の御理解と御協力を得ることをまず念頭に置いておるわけでございまして、そういう点から、十分広報活動を通じて、保険料納入についての御努力を願つておるわけでございます。まあその中では、一部どうしてこのよきな形で差し押さえという処分も、やむ

が質権者になつておられます設定件数は、全体では非常に少のうございまして、約二・三%でございまして、四十六年度の件数で申しますと五千三百八件という数字でござります。

○森勝治君 しかし、あれじゃないですか、いま柏木さんと問答を重ねました、新しい加入者の場合の質権設定が今度認められますね。そうなると、いま言つた五千三百どころじやないでしよう。ほ

○森勝治君 厚生省と自治省はたいへんお待たせして申しわけありませんが、御質問をしたいと思うのです。

○森勝治君 公社にお願いがあるのですが、先ほ
ではございませんので、すべての電話加入権に關
するものでございます。

電話加入権に関する差し押さえについても同様でございます。この運用にあたりましても、国税徴収

は、いがなる場合もあらうかと思ひますけれども銀行の場合も約一割、質権設定者のうち一割、そ

いま私が、先般の委員会で質権の問題について
申し上げました。公社側では、社会保険庁や地方

ど、これが競売にされたものの数をつかんでおらないというお話ですが、この競売された中身等について、どうぞお聞きください。

法の運用の例に従つてやることにいたしておりま
すが、質権が設定されました電話加入権に対しま
す。告へ申さるこつまゝては、国税徴収法第四十
四条第一項

これから事業協同組合として、電話事業協同組合の質権者になつてゐるケースが一番多いのでござりますが、この場合も、これははつきりそういう

税関係のものが大半を占めているとは言いながら、その内容を調査しておらぬというただいまのお答えでありますので、厚生省では、この滞納問題

ごして、せひとも調査をしてしたたして、御幸會をいただきたいのです。

九条の趣旨に沿いまして、第三者が持つておりますし、今
す権利を害さないようにつとめておりますし、今

とを調査したわけではございませんけれども、齊権の設定日時からみて、先ほど郵政省の監理官

分の実態は、電話関係はどういう処理のされ方をしておるのか、その点厚生省から伺います。

○森勝治君 厚生省と自治省の両方にお伺いする
のであります。が、いまのお話にもありましたよ
うで、電話加入権の制限が払どもの立場からい
て、電話加入権の制限が払どもの立場からい

○森勝治君 中小企業や、零細企業をかばうわ
うふうに考えます。後もその趣旨で慎重に取り扱つてしまいたい」とい

官からお詫びがございましたように、加方の用詫をいたします前後に質権が設定されたものは、大体協同組合でも、そのうちの一割程度が、そういうふうに、この債券の払い込みのために質権を設定すると、こういうぐあいに推定をいたしますと、大体事業協同組合でも、そのうちの一割程度が、そういうふうに、この債券の払い込みのために質権を設定して利用

○説明員(今野悟志君) 大たいまの後宮町で、さういいますが、私どもの関係の差し押さえ關係で、電話加入権に関する詳細な資料はつかんでおらないと申上げてございます。そこで、一応の推計として申上げるわけでございますが、現在私どものほうでは、政府管掌の健康保険の保険料と厚生年金の

貴方が人材の引受け方をうながすのであれば、お手数ですが、お電話で連絡して下さい。零細企業者の方は、お電話でのご連絡をお断りする場合が多いです。零細企業者の方は、お電話でのご連絡をお断りする場合が多いです。

ではありますんけれども、特に地方自治体等は電話がなければ——皆さん側から見れば滞納した、義務を果たさない市民ということなんですが、それをこらしめるためには、やはり事業に、生活に必要欠くべからざる電話をばつと押えたは

うが手つとり早いといふんで、えでして、そういう傾向があるわけあります。それを私は一時的にそういうことをおやりにならないで、ほかに押さえるものがあるならば、そちらをやつて、あたかも、息の根をとめるがごとき处置だけは避けほしいという私の希望的な質問です。国税庁の重達云々ということで聞いてるんじやないんです。そういう思いやりがあるってはじめて、地方行政というものが、国民のものになるだらう。政治に信頼を寄せる一つの道筋と申すことができるとき思うんです。あなた方の、しゃくし定木に考れば、国民の義務に違反した者だから、不法者だから、これをこらしめるんだという、そういうことばが成り立つてありますよけれども、そこはそれ、やはり水が低きに流れることく、そういう思いやりのある行政を厚生省も自治省もとつてほしいということです。このことをお約束願えるでしょうか。

○説明員(今野恒雄君) 十分その御趣旨に沿つて私ども運用については、つとめてまいりたいと思うわけでござります。

それで、繰り返すようでございますが、私どもの保険料は、やはり納入者、事業主の御理解といふものが一番大事でございますので、そういった点は十分に今後もつとめてまいりたいということで、御協力をぜひしてもらうような形で、納入成績を向上するということに、つとめてまいりたいと思うわけでござります。

○説明員(山下稔君) 先ほどもお答え申し上げましたように、すべて国税徴収法の例によつて運用をいたしておりますので、国税徴収法の取り扱いの趣旨に従いまして、先ほど申し上げましたような配慮をいたしまして、慎重に取り扱つてしまつたいと考えます。

○森勝治君 国税徴収法といえども、電話だけ真つ先に押えるとは書いてないわけですから、いま各省からそれぞれ適切な配慮を加えるというお話しでありますから、ぜひともそういう姿勢で、兩省とも、下部機関に徹底させていただきたいと

思います。

そこで、私は最後の問題に移ります。特退法関係に移りたいと思うわけがありますが、改式によって交換要員の過員が当然そこで生ませてまいりますが、一方、設備拡充によりまして、今度は他の局では要員増を生じてまいります。したがって、これら発生過員の配転、職転はどのような条件のもとに行なわれてきておるのか、この点ひとつ郵政、公社双方からお伺いいたします。

○政府委員(北雄一郎君) 合理化によりまして、仰せのとおり、過員が生じ、かつまた、施設拡張によって増員があるわけであります。でありまするけれども、この減員と増員の場所が一致しておらぬわけでございます。したがいまして、むしろ、合理化によりますところの過員の措置の問題、こういうことに中心問題があるわけでござります。これにつきましては、かねてより、その計画 자체につきまして事前に組合と協議をする、そういうことになつております。これは一定の組合との間に約束がございまして、その約束に従いまして、事前に十分協議をし、説明をする、こうなつておられます。で、具体的に過員が発生する事態が参りました場合には、これまた、配職転に関する協約がござしまして、この協約によりまして、円滑に配置転換あるいは職転をはかる。なお、本給付金法等によりまして円滑に退職をする。あるいは公社への転出などを円滑につとめる。こういった措置を総合いたしまして過員の解消についておる次第でございます。

つくつておりまして、機械部門とか、そういう方
面にも、十分訓練をいたしまして回すとか、ある
いは共通部門といいますか、経理とか庶務部門と
かあるいは営業部門へ回す、そういうようなこと
で、多いところでは、中心局によりましては、営
業部門に女子が半数ぐらい行つておるというよう
な状況もございますが、そういううちに、女子の
職域拡大等も組合と十分打ち合わしてもついく
ということで対処したいと思っております。

○森勝治君 特退法の運用状況、すなわち年次別
の発生過員数、給付金の支給状況、これをお聞か
せ願いたい。

○政府委員(北雄一郎) 本法は、三十九年の七月
から施行に相なつたわけであります。したがいま
して、三十九年以降について申し上げますと、トー
タルでございますが、四十六年が、一部推定にな
りますので、正確な数字としては四十五年までで
よろしくうござりますか。

三十九年から四十五年までござりますと、発
生いたしました過員が二万一千三百五十七名でござ
ります。退職いたしました者が五千七百七十二
名であります。給付金の支給を受けました者が四
千八百四十六名と、こういうことに相なります。

○森勝治君 それでは、発生過員から支給人員を
差し引いた者は、いずれも転勤、転職ができたと
いうことですね。

○政府委員(北雄一郎君) 発生過員から退職人員
を引きました員数は、公社へ行きました者、それ
から近隣局の、何といいますか、要するに、郵政
部内へ残留した者であります。郵政部内へ残留し
ました者は、配転もございますし、それから配転
が不能で、原局へとどまつた者も若干ござります。

○森勝治君 発生過員が過大にならないよう、し
かも国民の期待にこたえるために、改式を促進し
なければならぬと思うわけですから、当然皆さ
ん、そこに御苦心が必要でありましょうけれども、
その反面、要員確保はどうのようにされているのか。
この点をお伺いします。

○政府委員(北雄一郎君) たいへん申しわけござ

○森勝治君 はい。
○政府委員(北雄一郎君) それは施設拡張の要員確保と……。
○森勝治君 ですから、いろいろあれでしよう、広い意味では、ブランチもその一つの方法だろうと思う。時間がないから、私はそこまで触れちゃいかぬから、いま端的に申し上げたのですから、あまり眠つた子を起こさぬようにしてお答えをいたただきたい。
○政府委員(北雄一郎君) 電話交換局における要員確保と理解してもよろしくうございますでしょ
うか。
○森勝治君 はい、そうでしょうね。
○政府委員(北雄一郎君) 電話交換局、現在ござ
いますのは、御承知のように、もう大都市、中都
市にはほとんどございません。そういうことでござ
いますので、むしろ、どちらかと申しますと
現在、交換局の所在地ということのは、部内におきま
しても、むしろ給源地、こういうことになってお
るので、絶対数の確保ということよりも、むしろ、
良質の職員を採用するということに気をつけてお
る次第であります。
○森勝治君 人事局長にこの問題を拡大して質問
すると、五時間や六時間、またたつちやいますか
ら、きょうはこの問題については深く触れません。
ただ、私は次の問題にはぜひ触れておかなければ
ならぬと思います。
それは、五十二年末に、約三千局が自動改式が
される予定ですね。そうなりますと、これらを含
んで一いま申し上げた、都会ではないというお詫
しがあつたように、地方の小局であります。この
地方の小局にこの改式の対象が移されるわけです
から、それらの、ところによつては、いわゆる東
京から見れば、遠隔の地でありますから、調整が
なかなか困難になつてくるだらうと思うのです。
ですから、この五十二年末までの、この期間の間
に、郵政と電電公社が、一体、この三千の局を自

動改式するにあたって、一体、何名ぐらいの過員をそれ見込んでおられるのか。また、この法律によつて、この法律が一応皆さんの御意思のとおり、きょうここで通るとするならば、一体、適用者数を何名ぐらいお見込みになつておられるのか、特退法による適用者ですね、この点お答え願いたい。

○政府委員(北雄一郎君) 四十八年度以降五十九年度末までにおきまして発生する過員が、約二万四千三百人と、かように見込んでおります。そのうちで約九千名が退職するであろう、そのうち八千名が本給付金法の対象になるだろう、かように見込んでおる次第であります。

○森勝治君 局長、ことばを返すようですが、私は向こう五ヵ年間を考えまして五十二年末とこゝが自動改式されるから、したがつて、五十二年末の数字についてお伺ひしておるつもりなんです。

○政府委員(北雄一郎君) 実は四十七年度末におきましてなお残る委託局が二千七百二十八局と勘定しております。このうち、ただいまのところ五十二年度末におきましてなお数百局のものが自動改式をしないで残る、こういうことであります。したがいまして、四十八年度以降五十二年度までに自動改式されます局は約二千三百局といふうに踏んでおります。伴いまして発生しますところの過員の数は約二万人程度というふうに見ております。したがいまして、退職する者の数は約七千六百人程度が退職するだろう、約七千人が本給付金法の対象になるだろう、かように考えます。

○説明員(玉野義雄君) 公社につきましては、先ほど申し上げましたように自動改式はございませんが、委託局の自動改式に伴つて市外電話を自動化するわけでございますが、それによりまして五十二年末までにつきましては発生します過員が約六千二百名ございますが、それに対しまして本給付金の法律が通りました場合に退職する数を見込みますと約三千名であります。

○森勝治君 いまお伺いいたしましたのは五十二

年末までですね。ところが五十一年の後においても約四百局以上自動改式しなければなりませんが、これらの地域はいずれも今まで五十二年までに改式したことよりも地理的環境やそないう面からみると、配転その他の困難な事情が伴つてくる、すなわち困難が増すであろうと推量されるわけです。しかし、一面にこの電話サービ

スの改善については、一方、国民からは熾烈な要望が御承知のとおりありますから、この時代の要請にもこたえていかなければなりません。しかも、そこに働く労働者の労働基本権を保障しながら国民の期待にこたえていくということのためには、この法律を十年間延ばして事足りるというわけにはまいりません。したがつて、その対策について、今後どうおやりになっていくのか、大臣からひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(北雄一郎君) 今後とも先生がおつしやいましたような事態がまいるわけでござります。したがいまして、こういった事態に対処いたしましては、従来にも増しまして職員の理解と協力を求めなければならない。そして、退職、自動化計画を進められます局に、これも先生がおつしやいましたように、地域の強い要望といふものもちろん、あるわけでございますから、その点私ども十分受けとめてまして、また同時に、当

○森勝治君 これまで質問は終わるわけであります。が、長時間どうも失礼いたしました。ただ、私は最後に、若干私の考え方を述べてみたいと思うのです。

私どもに言わせるならば、今回このような形式の法案の提出といふものは、ややもすれば、民意を制約する、そういう結果になるのではないか、こう考えます。したがつて、この種の類似立法ませ合わせて——新旧こきませて出すというような、このやり方は、将来は行なわないといふふうに、大臣がおつしやつておられますから、それを信じますと同時に、この際これを再確認するとともに、さらにまた、電話設備の拡充資金調達とともに、私たちの、私どもの考え方をもつていたしますいうものが、私どもの考え方をもつていたしますならば、あまりにも安易過ぎるような気がしてなりません。今後十年間も、この法律を続けるようないません。

政府のこのような行為は、過去に特例ありとし

側の検討も求めたい、こういふようなことを総合いたしまして、そうして計画自体にも支障がないように、また、職員のそないうつた労働条件と申しますが、働く場所と申しますが、あるいは勤労意欲と申しますか、こういつたものにも支障がないように、大いに努力してまいらなければならぬようだと考へております。

○森勝治君 この際ですから、職員局長にお願いをしておきたいことがあるのです。先ほど大臣にも申し上げましたが、えてして、この種の配転あるいはその他退職等の問題につきましては、職員側とトラブルが生じがちであります。ですから、そういう紛糾トラブル等については、できるだけ最小限にとどめる最大の努力をしていただくと同時に、当該職員並びに職員団体の意見を十分聞いて、そこらしいように、ひとつ適切な運営をはかつてもらいたい、このことがあなたに対するお願いであります。

○政府委員(北雄一郎君) 十分その点心得てやつてしまりたいと存じます。

○森勝治君 これまで質問は終るわけであります。が、長時間どうも失礼いたしました。ただ、私は最後に、若干私の考え方を述べてみたいと思うのです。

以下、問題点を若干指摘し、反対の理由を申し述べておきたいと思います。

まず、本改正案は、昭和四八年三月三十一日をもつて期限の切れる拡充法、特退法、質権法の三法律を、いずれも電話に対する需要が供給を上回るという基本的な事情によって、それぞれ十年間延長する必要があるとして提案されてしまつたものであります。

しかしながら、これら三法の目的、内容、運用の実態等を見ますに、それぞれ全く性格を異にするものであつて、単に期間を延ばすという手続的な手段で一括し提案するということは、あまりにも民意を無視し、安易に過ぎるといわざる得ません。

政府のこのような行為は、過去に特例ありとし

は、廃止をするように強く要求いたしまして、私の方の質問を終わります。

○委員長(杉山善太郎君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(杉山善太郎君) 御異議ないと認めます。

現行の新経済社会発展計画にかかる長期経済計

画はもとより、公社の第五次五カ年計画もいまだ策定されていない今日の段階において、今後十年間の見通しに立って立法措置を講ずることは、妥当性を欠くものといわざるを得ません。

ことに技術革新のはげしい電気通信事業の特殊性を考えますとき、ますますこの感を深くするものであります。

特に、昨年のドル・ショック以来の日本経済の変動は、わが国の金融情勢に構造的変革をもたらしつつあり、したがって、公社の資金調達方法についても、この際、抜本的な再検討がなされかかるべきであるにもかかわらず、加入者に強制的に債券を引き受けさせるという安易な調達方法を、今後さらに十年間も続けようとする国民不在の行政姿勢については、われわれは決して、これを容認することができないところであります。このような観点から、わが党は、拡充法については基本的に反対する立場をとるものであります。一步譲って、即時廃止が困難であるとしても、七年計画において、一応五十二年度末に積滞の解消が見込まれているのでありますから、暫定制度である拡充法の性格からしても、延長はせいぜい五年間とし、五年後のこととは、今後における情勢の推移を踏まえて、抜本的再検討をすべきであると思うのであります。

第三は、電信電話拡充に対する財政資金の増額努力を怠った政府の責任についてであります。すなわち、拡充法が制定された昭和三十五年、第三十四回国会では、数多くの議論がかわされておりましたが、その中心をなすものは、電信電話拡充のためには、国家資金を投入すべきだという主張であり、その結果、本委員会の附帯決議として、「長期拡充計画実現の可否はかかるべく建設資金にかかるに、その後今までの十年間における公

が認められておるにすぎません。

このように政府が、再三にわたる本委員会における全会一致の決議を軽視し、公社の建設資金の調達について財政資金増額の努力を怠つたことにより、今日においても積滞の解消を実現しないばかりでなく、なお二百六十万の積滞電話をかかるに至つた大きな原因であり、政府の責任は全く重大であるといわざるを得ないのであります。

以上、特に三点を指摘いたしましたが、拡充法の延長については、多くの矛盾と国民不在、国会の軽視が見られ、公約を違反して加入者に電信電話建設の資金を債券という形をとるにせよ、法律で強制負担をさせることは、全く論外であり、当然に政府資金の投入を考えるべきであつて、公社としては、借金政策の拡大より、まず、事業計画そのものについて国民の理解と納得のいくものにすることを前提に、所要資金についてもできる限り、一般国民、加入者の負担を軽減することを原則に置き、まず拡充法延長を廃止した上で、不足資金について新たな観点により対処すべきであることを重ねて強調し、私の反対討論を終わります。

○長田裕二君 私は、自由民主党を代表いたしま

して、ただいま議題となつております電信電話設

置き、まず拡充法延長を廃止した上で、不足資金

について新たな観点により対処すべきであることを改正する法律案に対し賛成の意を表するものであります。

これらの予測値は、現在における可能な限りの

資料を基礎として推算されたものであります。

必ずしも万全とは申しがたいといたします。

さきに述べた電話需要に対する諸要因、諸外国に

おける電話の普及状況等に照らしまして、大綱に

おいては理解できるものと考えられます。

さらに加入電話以外についても、経済社会の発

展、情報化社会の一そうの進展に即応して、データ通信、画像通信等をはじめ、各種の新規サービ

スに対する需要が急激に増加することが想定され

ております。

電電公社は、これららの需要に対処して設備を拡

充するために、膨大な建設投資を必要としている

のであります。この資金の調達にあたっては経営

の合理化、財政投融資等の確保に努力することは

当然でありますが、建設投資の財源として極要な

地位を占めております電信電話債券の引き受け制

度をさらに十年間延長するとともに、その制度の

整備をはかることは、時宜を得た措置といふべき

ものと思うのであります。

次は、特別給付金を支給する制度についてであります。

電話の磁石式交換局は四十八年度以降において

なお二千七百余を数え、電話サービスの地域的格

差をなくする上からも一日も早くその自動化をは

かるべきであります。これに伴い一時に多数の

電話交換要員が過剰となる特殊な事情は、今後も

引き続き存在するばかりか、自動化の対象地域は

あります。

しかし

り

ます。

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

た

ま

ます。

以上をもちまして私の討論を終わります。

○塙出啓典君 私は、公明党を代表して、たゞいま議題となりました電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案に對して反対の意を表するものであります。

いまや、わが国の経済の急速な発展と核家族の進展に伴い、国民の電話需要は増大し、電話の積滞解消こそが急務であることは論を待たないこと

であると理解するものであります。御承知のように、拡充法が制定されました第三十四国会の審議の過程において、当時の郵政大臣及び公社総裁は、公社の資金調達は、本来、國の財政資金の充當が当然のことであり、拡充法による加入者債券の引き受け制度はあくまでも昭和四十八年三月三十日までの十三年間の暫定措置であって、その後の公社の建設資金の調達は政府がその責任を負うことを明らかにしているのであります。

政府がこの十三年間にその約束を果たすべく公社の建設資金に相当額の財政資金を充当してきたのであるならば、今日、拡充法は廃止の方向で検討されていましたと想うのであります。

今度この法律をさらに十年間延長することになつておりますが、昭和五十三年度以降五十七年までの五年計画においては何を基準にしてこの計画を作成したのか、現在、新全國総合開発計画または新經濟社会発展計画については見直しがされようとしており、また、昨年のドル・ショックによる経済社会の情勢変化を考えるならば、四年先の予想ですらむづかしくなっているのであります。

しかるに公社のこの間の計画は、建設投資額九兆円加入電話の新規需要一千三百万個を予定しているものの、この計画はきわめて科学的根拠の薄いものであると判断せざるを得ないのであります。

このような根拠のない五十三年度以降の計画でもつて加入者に債券を強制引き受けさせようとすることは何としても納得できないことであります。

す。

次に若干の要望を申し上げるならば、電話の自動化については、昭和五十二年度末に約四百局の自動交換局が残るということではありますが、電話のサービスの格差をなくする上からも一日も早く自動化が完了するよう努力をしていただきたいと思います。

なお、自動化によって退職する職員の待遇については万全を期されるよう必要に要望する次第であります。

また、最近の公社事業は加入電話の増設のみでなく、画像通信などの新規サービスあるいはデータ通信に大きなウェートがかけられており、そのデータ通信の拡充、開発のために多額な先行投資が行なわれています。公社はデータ通信については独立採算制をとるしながらも、その措置がいまだ明らかでないことを指摘するとともに、妥当なる措置が講ぜられるよう要望するものであります。

以上、拡充法の延長に対する主要なる反対理由と若干の要望事項を述べ、私の反対討論を終わります。

○委員長(杉山善太郎君) ほかに御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山善太郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員長(杉山善太郎君) 全会一致と認めます。

何とぞ各委員の御賛同をいただき、全会一致で御了承でござりますから、特に説明は省略させていただきます。

○委員長(杉山善太郎君) この際、おはかりいたします。

ただいま鈴木君から提出されました附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(杉山善太郎君) 多数と認めます。よつて本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

鈴木君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。鈴木君。

ただいまの決議に対し、郵政大臣及び日本電信

公社総裁から発言を求められておりますの

会党、公明党、民社党、第二院クラブ等、各党各派共同提案にかかる本法律案に対する附帯決議を提案いたします。

まず、案文を朗読いたします。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府および日本電信電話公社は、本法施行にあたり次の事項の実現につとめるべきである。

一、加入電話充足の早期達成をはかるとともに、データ通信については公共的システムの開発、実用化を推進すること。

二、建設資金の調達にあたっては、財投資金等を増額し、加入者債券引受制度は延長期間内ににおいても可能な限り早期に廃止する方向で検討すること。

三、設備の拡充、技術水準の向上に伴い、要員措置をはじめ職員の諸労働条件の改善については、抜本的検討を行なうこと。

一、設備の拡充、技術水準の向上に伴い、要員措置をはじめ職員の諸労働条件の改善については、抜本的検討を行なうこと。

二、建設資金の調達にあたっては、財投資金等を増額し、加入者債券引受制度は延長期間内ににおいても可能な限り早期に廃止する方向で検討すること。

三、設備の拡充、技術水準の向上に伴い、要員措置をはじめ職員の諸労働条件の改善については、抜本的検討を行なうこと。

以上申し上げました案文の趣旨につきましては、この委員会での質疑を通じて各委員ともよく御了承でござりますから、特に説明は省略させていただきます。

何とぞ各委員の御賛同をいただき、全会一致で御了承でござりますから、特に説明は省略させていただきます。

○委員長(杉山善太郎君) この際、おはかりいたします。

ただいま鈴木君から提出されました附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(杉山善太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(杉山善太郎君) それでは次に、郵便切手類模造等取締法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聽取いたしました。

○国務大臣(廣瀬正雄君) ただいま議題となりました郵便切手類模造等取締法案につき御説明申

で、順次これを許します。廣瀬郵政大臣。

○国務大臣(廣瀬正雄君) ただいま電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案が御可決をいたしましたことにつきまして、深く感謝いたしております。

この法律案の所期的目的を達成いたしましたことは、この御審議の途上、披瀝されました

委員各位の貴重な御意見に対し、深き注意をもつきました。

さて、最善を尽くしてまいる所存でございます。

さらにもまた、ただいま附帯決議が提出されましたことはにつきましては、政府といたしまして、十分にその御趣旨を尊重してまいる決意でございました。

そこでつづいては、政府といたしまして、十分にその御趣旨を尊重してまいる決意でございました。

し上げます。

最近、真正な郵便切手類にまぎらわしい外観を有するものが製造、販売され広く一般に流布されるようになってまいりました。

この法律案は、このようなまぎらわしい外観を有するものの製造、販売等を制限することにより、その行使による郵便切手類の偽造に関する犯罪を未然に防止するとともに郵便切手類の信用の維持をはかるうとするものであります。

なお、この法律案は、公布の日から起算して六ヶ月を経過した日から施行することにいたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(杉山善太郎君) 本案に対する質疑は、次回に譲ることとしたします。

本日は、これで散会いたします。

午後七時十八分散会

昭和四十七年六月九日印刷

昭和四十七年六月十日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局